

第2章

健康福祉政策課

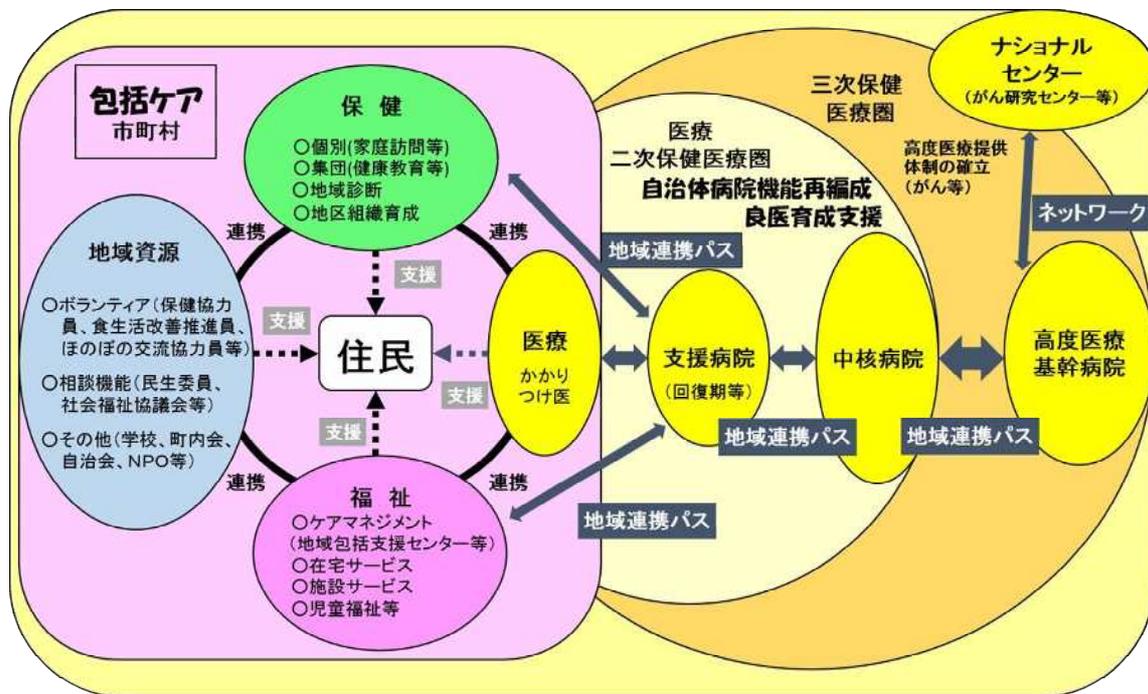
事業概要

第1節 「保健・医療・福祉包括ケアシステム」と「青森県型地域共生社会」

保健・医療・福祉包括ケアシステムの概要

保健・医療・福祉包括ケアシステムとは、地域のすべての住民に、保健・医療・福祉の各サービスが必要ときに適切な内容で、総合的・一体的に提供するために、関係機関が連携を図る仕組み。

地域を支える保健・医療・福祉包括ケアシステム



保健・医療・福祉包括ケアシステムの施策の概要

保健・医療・福祉包括ケアシステム

1 目的・趣旨

地域の全ての住民を対象に、生涯にわたり、健康で安心した生活を送ることができるよう、適時適切に一体的な保健・医療・福祉サービスを提供する体制を整える

2 推進体制

市町村レベル

各市町村が個別援助方法の検討、地域課題の抽出を行う実務者レベル会議
地域課題について、連携調整、政策形成につなげる責任者レベル会議

県レベル

「青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会」
包括ケアシステムの普及啓発や推進方策の調整等に係る検討

3 推進方策(指針)

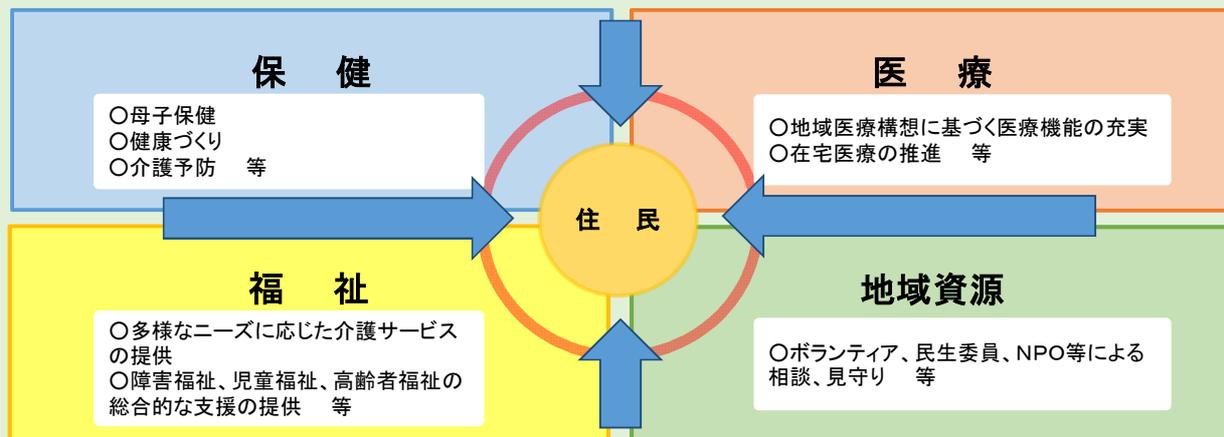
平成25年度 改定版

- 1 定義に予防の視点を追加
- 2 国の地域包括ケアシステムとの関係を整理
- 3 保健師の役割を記載

保健・医療・福祉包括ケアシステムの状況

【考え方】

保健・医療・福祉サービスを必要なときに適切な内容で、総合的・一体的に提供するために関係機関が連携を図る仕組み



【これまでの成果と課題】

①県では、保健・医療・福祉包括ケアシステムの実現に向けて、これまでに「市町村における包括ケアシステムの構築支援、医師の確保、保健師活動の再構築、地域連携パスの開発・普及」等の取組を進めてきた結果、多職種によるケース検討や退院時の連絡調整等が行われるようになり、**保健、医療、福祉の連携の基盤は、一定程度、整備された。**

②国では、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指している**ことから、**青森県の保健・医療・福祉包括ケアシステムに新たな要素を加えていく必要がある。**

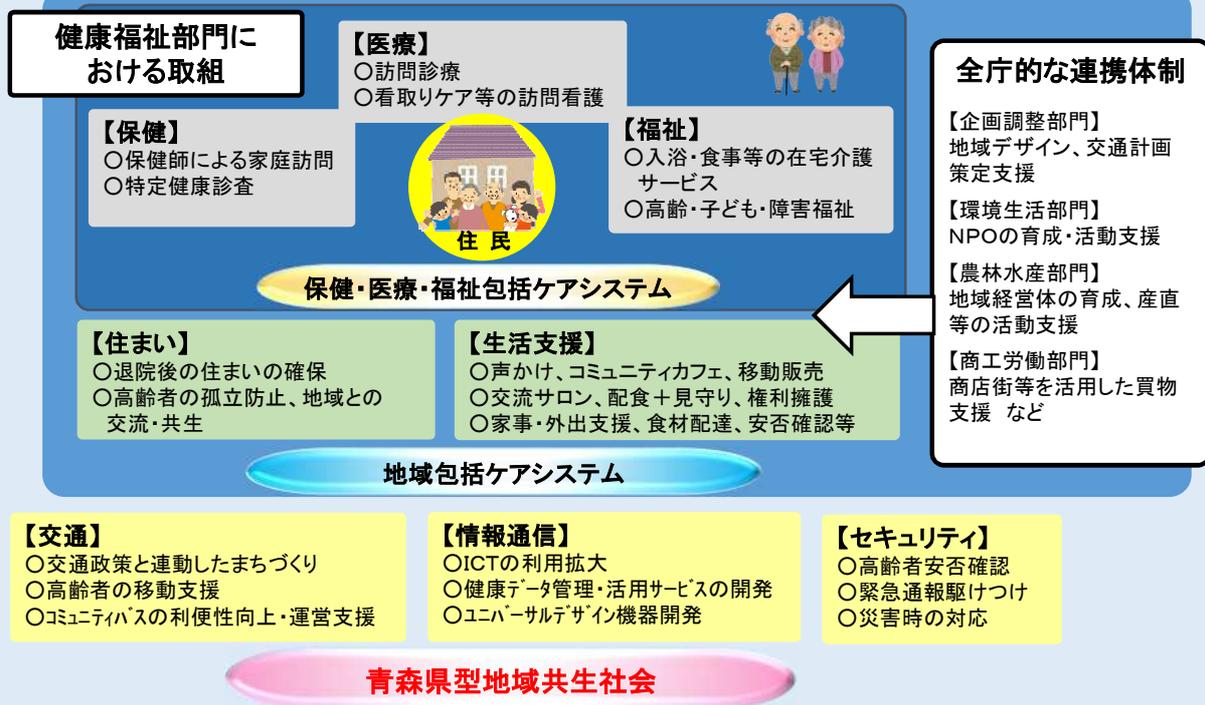
「青森県型地域共生社会」の概念

【目指す姿】

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築

【基本的な考え方】

青森県の保健・医療・福祉包括ケアシステムに「**住まい**」「**生活支援**」を取り込むとともに、「**交通**」「**情報通信**」「**セキュリティ**」の**地域機能を加え**、さらに「**地域づくり**」の視点を踏まえた**深化を図る**必要がある。



■ 「地域共生社会」とは

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）抜粋
（地域共生社会の実現）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

■ 「青森県型地域共生社会」のポイント

- ・全国に先駆けて取り組んできた「保健・医療・福祉包括ケアシステム」が基盤
- ・住民主体による地域づくりの推進に加え、農山漁村の「地域経営体」など様々な担い手の活躍を促進
- ・地域で「経済を回す」視点を重視し、持続可能性を確保



「支え合い、共に生きる」地域の実現に向けた保健・医療・福祉推進事業

現状と課題	事業内容	事業効果
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ これまでも首長や保健・医療・福祉関係者を対象として「青森県型地域共生社会」の概念や重要性を繰り返し訴求（年間10回以上） ◆ 各地域健康福祉部に配置した共生担当職員による「地域包括ケアシステム」の充実を目指したオーダーメイド型の市町村支援の実施（主な市町村支援のターゲットとしては、「高齢者の生活支援対策」として高齢福祉保険課と連携した取組を重点的に検討し実施） ◆ 多職種連携による包括的な支援体制の構築に寄与する人財（ごちゃまぜ師）を約300名養成 <p>2025年の超高齢化時代を見据え、県民1人1人が自らの地域の保健・医療・福祉について理解し、市町村と共に「青森県型地域共生社会」の実現に向けて行動する機運を醸成するに当たり、下記の課題が生じている</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村や関係者のみならず、広く、県民全体における理解及び危機感の浸透が必要 ◆ 地域の潜在的課題やニーズについて、行政のみの視点での把握には限界がある ◆ 育成した「ごちゃまぜ師」が地域で効果的に活躍するための機会創出と更なるスキルアップ 	<p>【概要】 「青森県型地域共生社会」の実現に向け、その概念を広く県民全体にまで浸透させるとともに、これまでに育成した人財の有効活用と、より一層の市町村支援の充実に取り組む</p> <p>1 県民向けプロモーション</p> <p>県職員によるきめ細かな県民向け啓発活動（職員自ら汗をかく） ・これまでの幹部職員による大規模な啓発活動に加え、町内会や老人クラブ、高齢者知等県民が集まる場のほか、社福法人等に県職員が直接出向き、「青森県型地域共生社会」を解説 【目標：本庁職員と共生担当職員が分担して2年で100回程度】</p> <p>2 大学等と協働した地域アセスメント</p> <p>若者目線と研究機関を活用した地域資源の発掘・分析・活用 外部の「目」である大学（生）と、共生担当や保健所、市町村、社協、社福法人、生活支援コーディネーター、民生委員、ごちゃまぜ師等とフィールドワークを通して地域福祉の現状や資源、担い手等について調査し、その地域が「青森県型地域共生社会」実現に向けて出来ることや必要なこと、多職種連携方策等を地域主体で検討</p> <p>3 ごちゃまぜ師のスキルアップ、交流</p> <p>多職種連携による包括的支援体制の構築に寄与する人財の活用 ・これまでに県が育成した人財（ごちゃまぜ師）が実際に地域の中心となって活動するためのスキルアップ研修等の実施</p> <p>～上記3つの取組を連動させて実施～</p>	<p>「青森県型地域共生社会」の概念やその取組の重要性が広く県民に浸透</p> <p>多角的視点により地域ニーズが洗い出され、具体的に効果的な市町村支援が可能</p> <p>県が育成した人財がさらにスキルアップされ、地域での横展開と自主的活動が促進</p> <p>具体的な事業成果（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危機感の共有と理解の促進により、県民主体の自主的取組事例が増加 ◆ 県内各域において支援が必要とされる課題に対して、解決に向けた議論が深まる ◆ 地域で中心となって活動する人財が増加し、地域の保健・医療・福祉体制の底上げと更なる充実 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広く県民全体への意識啓発は、今後とも重要なミッション ■ 県民局チームによる全庁を挙げた市町村（地域）支援の継続

各圏域における市町村支援体制の構築

～基盤となる保健・医療・福祉体制の充実・強化と、住民主体の生活支援サービスの拡充～

- 市町村や保健・医療・福祉関係者等を主な対象とした啓発活動の積極的展開
- 「高齢者の生活支援対策」を重点対象とした、地域の特性・資源の状況を踏まえたオーダーメイド型の市町村（地域）支援
- 多職種連携による包括的な支援体制の構築に寄与する人財の養成

【健康福祉部における主な啓発活動(抜粋／一部再掲)】

～幹部職員のみならず、本庁や福祉事務所の地域共生担当職員が手分けし、あらゆる機会・あらゆる階層を捉えて、地道に啓発活動～

- 青森県立保健大学での知事講演
- 青森県看護職資質向上研修会
- 五所川原市社会福祉法人等連絡協議会
- 大間町住民座談会
- 上北郡民児協総会
- 青森県薬剤師会研修会
- 三沢市社会福祉協議会役員研修会
ほか



【健康福祉政策課】

～県民への意識啓発と人財育成、包括的支援体制の構築支援～

- 市町村等との意識共有や取組の促進を目的とし、講演・先進事例紹介等を通じた市町村支援会議を開催
- 市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象とした多職種連携による包括的な支援体制の構築に寄与する人財を育成(2年間で約300名)
- 市町村における「我が事・丸ごと」の地域づくり、多機関協働の包括的な支援体制づくりを支援



【高齢福祉保険課】

～生活支援、社会参加、介護予防等につながる「つどいの場」拡充促進～

- 様々な取組へつながる「住民主体のつどいの場」の設置をはじめとした生活支援サービスの拡充・深化に向け、生活支援コーディネーターの資質向上のための取組を実施(高齢者のつどいの場設置数)
②9522カ所→R3.3月現在1,208カ所
- 個別具体の相談があった市町村(地域)には、専門家を派遣して、集中的な支援を実施(西目屋村・佐井村・東郡4町村・田舎館村 etc)



【東青地域健康福祉部】

～積極的な町村介入と「つどいの場」拡充に向けた情報共有～

- 地域福祉計画改定に係る町村支援
→特に、住民意識調査に積極的に関与(蓬田村)
- 管内町村の「つどいの場」を横断的に調査
→他地域の事例等を管内に紹介・共有
- 管内4町村各所の「つどいの場」を取り上げた事例集を作成。



【西北地域健康福祉部】

～担い手としての社会福祉法人の取組への支援～

- 社会福祉法人の地域貢献活動推進を目的とし、法人への実態調査を実施(H30～)
- 県重点枠事業「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』西北モデル推進事業」の実施(R2～3)
・多様な担い手確保対策の一環として、社会福祉法人の地域連携体制を構築し、社会福祉法人による地域貢献活動を支援
・地域ニーズを踏まえた地域貢献活動を協働で実施し、実証を行う
・実証結果の横展開により、社会福祉法人の主体的取組を促進

◇実証モデル(法人保有資源を活用した協働活動)

【五所川原子ども宅食おすそわけ便】

法人、社協、民生委員、地域団体、企業等の協力を受け、子育て世帯への食料配布を通じて、必要な支援や情報等につなげる活動



【鶴田町暮らしのよりどころ相談所】

法人、社協、民生委員等が連携し、町内7法人に地域の身近な総合相談窓口を設置。積極的な家庭訪問・見守り等の支援を実施



【三八地域健康福祉部】

～南部町支援実施計画に基づいた地域福祉推進のための支援～

- 介護予防事業の推進
→管内町村を対象とした介護予防や居場所づくり等に関する研修会、情報交換会の開催
- 高齢者と食と農業との連携
→食を通じた介護予防教室の開催や高齢者の生きがいがつくりと農業や農協とのコラボ
→障害者や世代間交流の場へ
- 県の呼びかけによる役場及び町内社会福祉法人とのプラトホームの設置
→一点と点を面の活動につなぐ協働的な公益事業と地域づくりの調整



【下北地域健康福祉部】

～地域課題の解決に向けた各市町村に対する支援～

- 地域づくり研修会の開催
→地域課題を共有し、効果的な活動ができるよう関係機関を対象に研修会を開催。
- 地域住民向けの講演を実施
→他地域の事例を共有し、地域住民自身が地域の「担い手」として活動できるよう講演を実施。
- 各市町村への個別支援
→地域ケア会議等に出席し、地域課題の共有・解決に向け協議。



「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人財育成研修会

青森県版「ごちゃませ師」

青森県版「ごちゃませ師」とは、(地域住民の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、)多職種による効果的かつ効率的な会議等をコーディネートし、地域での包括的な相談支援体制の構築に寄与する人財

期待すること

地域の「多職種連携・協働」のメインプレイヤー

地域の関係者を巻き込み、コーディネーター役等として、地域で繰り返し多職種連携を実践、研修等を実施

地域住民の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え
分野横断で連携し包括的に相談支援できる体制

超高齢化時代に対応した相談支援体制

青森県版「ごちゃませ師」養成研修会 (H30～R元)

(「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人財育成研修会)

目的

団塊の世代が75歳以上になる2025年の超高齢化時代を見据え、「青森県型地域共生社会」実現に向けた取組を推進するにあたり、これまで培ってきた地域における保健・医療・福祉の連携を更に促進するため、(地域住民の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、)多職種による効果的かつ効率的な会議等をコーディネートし、地域での包括的な相談支援体制の構築に寄与する人財、青森県版「ごちゃませ師」を養成するもの。

講師

宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座 教授 吉村 学 氏

※ そのほか、各圏域の専門職1名が講師補助として参加



実施状況

○ 開催日等

圏域	開催日	受講人数
西北五	平成30年11月1日(木)	35名
津軽	平成30年11月2日(金)	61名
上十三	平成30年11月3日(土)	48名
三八	令和元年7月8日(月)	55名
下北	令和元年7月9日(火)	30名
東青	平成元年7月10日(水)	60名

○ 参加職種

各圏域における保健・医療・福祉分野の専門職等

○ 研修受講者へ修了証を交付。地域での活躍を期待し、同意者については多職種連携教育協力者として県のホームページに掲載しています。

○ 研修内容

次第	研修内容
開会・行政説明	「青森県型地域共生社会」と青森県版「ごちゃませ師」
講義	ファシリテーション総論
演習	グループ対抗ミニゲーム グループワーク (ごちゃませ研修会/担当者会議)
演習	会議でのあるある(会議でのファシリテーション技術)
講義	振り返り・まとめ
修了証交付・閉会	

青森県版「ごちゃまぜ師」フォローアップ研修会

(「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人財育成研修会)

目的

平成30年度、令和元年度に実施した青森県版「ごちゃまぜ師」養成研修会の修了者等を対象に、対話の場を作るためのプログラムデザイン等に係る知識・技術の習得を目的としたフォローアップ研修を行い、多職種連携・協働の更なる推進を図り、もって、超高齢時代に対応した包括的な支援体制の構築を進める。

講師

ひとづくり工房 ぬすこ 代表 浦山 絵里 氏
看護師 ナースファシリテーター
生涯学習財団認定ワークショップデザイナー



実施日時等

○ 開催日等

開催日	会場	参加者数
令和元年11月12日(火)	弘前市民会館(弘前市)	28名
令和元年11月13日(水)	青森県庁(青森市)	43名
平成元年11月19日(火)	きざん八戸(八戸市)	41名

○ 研修内容

次 第	研 修 内 容
10:00~10:10	行政説明 フォローアップ研修会に向けて
10:10~12:00	講義ワーク ・オリエンテーション ・知り合いタイム ・みんなでファシリテーションを学びなおす
12:45~16:00	講義ワーク ・プログラムデザインの体験 ・プログラムデザインの講義 ・自分の会議プログラムの作成 ・振り返り

○ 対象者

青森県版「ごちゃまぜ師」養成研修会を修了した方等

○ 研修受講者には、研修修了証を交付。

○ 青森県版「ごちゃまぜ師」養成研修会で、青森県版「ごちゃまぜ師」(多職種連携教育協力者)名簿に登録いただいた方については、研修修了情報を名簿に追記。

第2節 地域福祉対策

1 青森県地域福祉支援計画の概要

役割

○住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めた。



位置づけ

○社会福祉法第108条に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定。
○県基本計画に掲げる「生活創造社会」の実現を、地域福祉の視点から推進。
○「あおり高齢者すこやか自立プラン」、「のびのびあおり子育てプラン」、「青森県障害者計画」等の個別計画と連携・整合を図った。



本県の概況

○急速な少子化・高齢化の進行と人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、地域の福祉力の脆弱化等、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化している。また、自殺、児童や高齢者、障害者に対する虐待、ひきこもり等、複合的な課題への対応が必要となっている。

期間

○平成19年3月策定。平成24年3月、平成29年3月に改定。
「第三次計画」として令和3年3月に改定。(令和3~令和7年度の5か年計画)

基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりと絆で支え合う
青森県型地域共生社会の実現

基本方針

○サービスを利用しやすい体制づくり
○地域福祉を担う人材づくり
○共に支え合う地域づくり

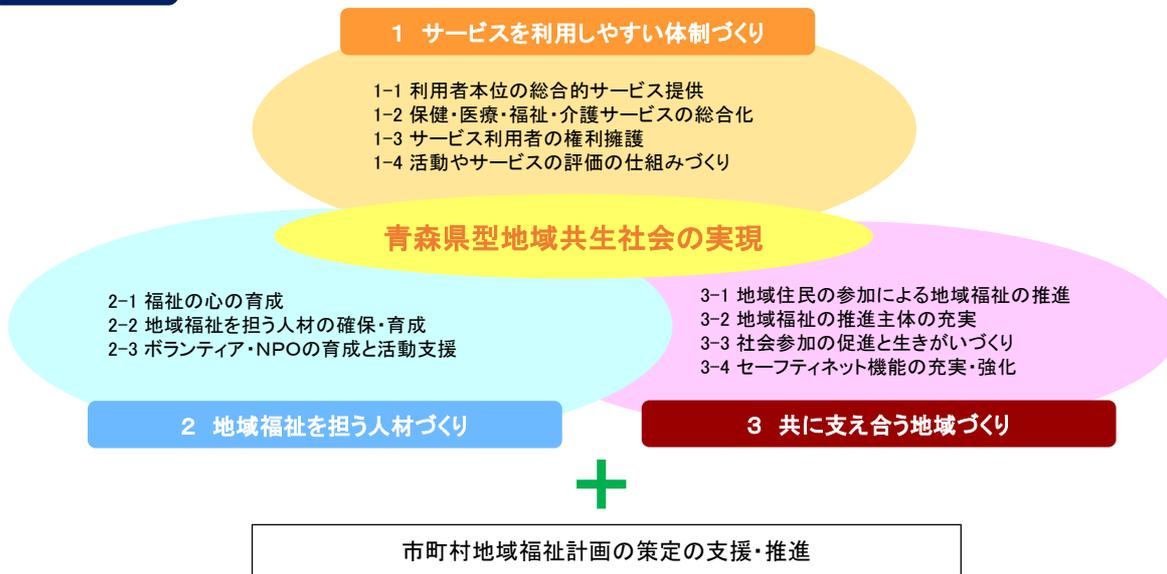


青森県地域福祉支援計画【第三次】の概要

基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりと絆で支え合う**青森県型地域共生社会**の実現
 《青森県地域福祉支援計画は、青森県型地域共生社会の**地域福祉部分**を担う計画》

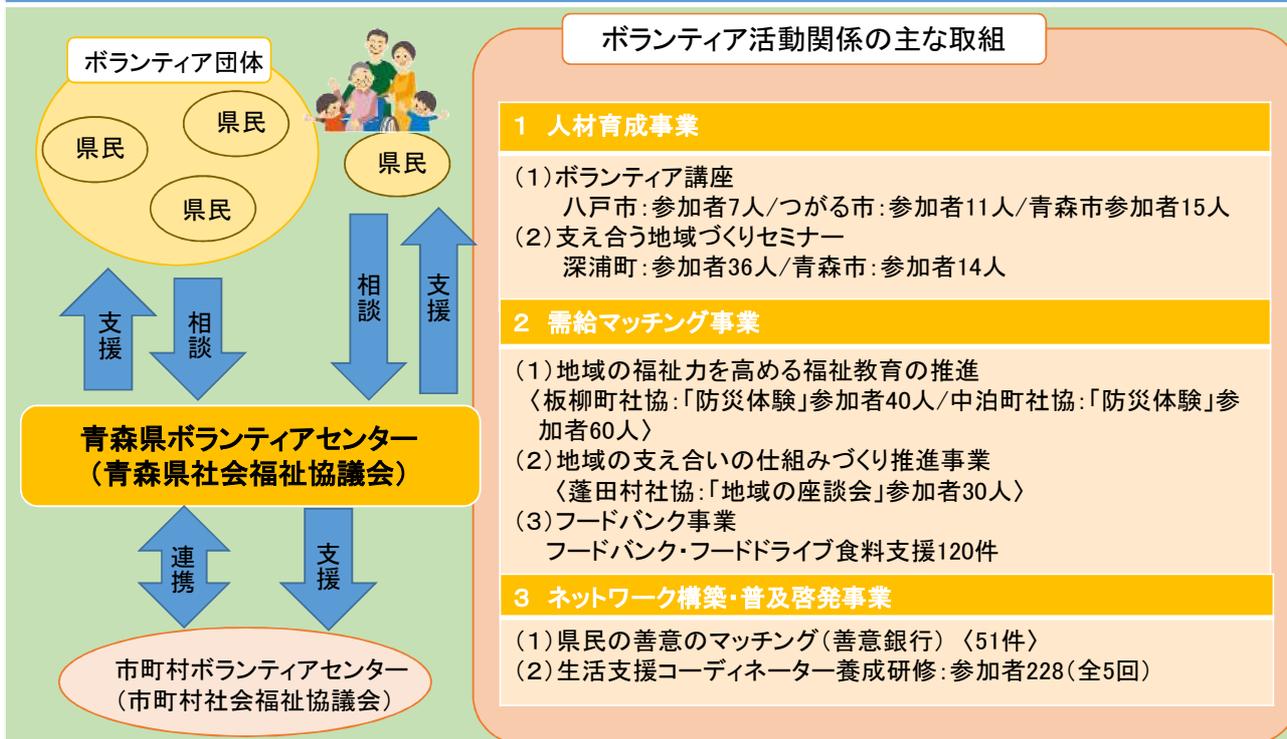
5 体系図



2 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）の概要

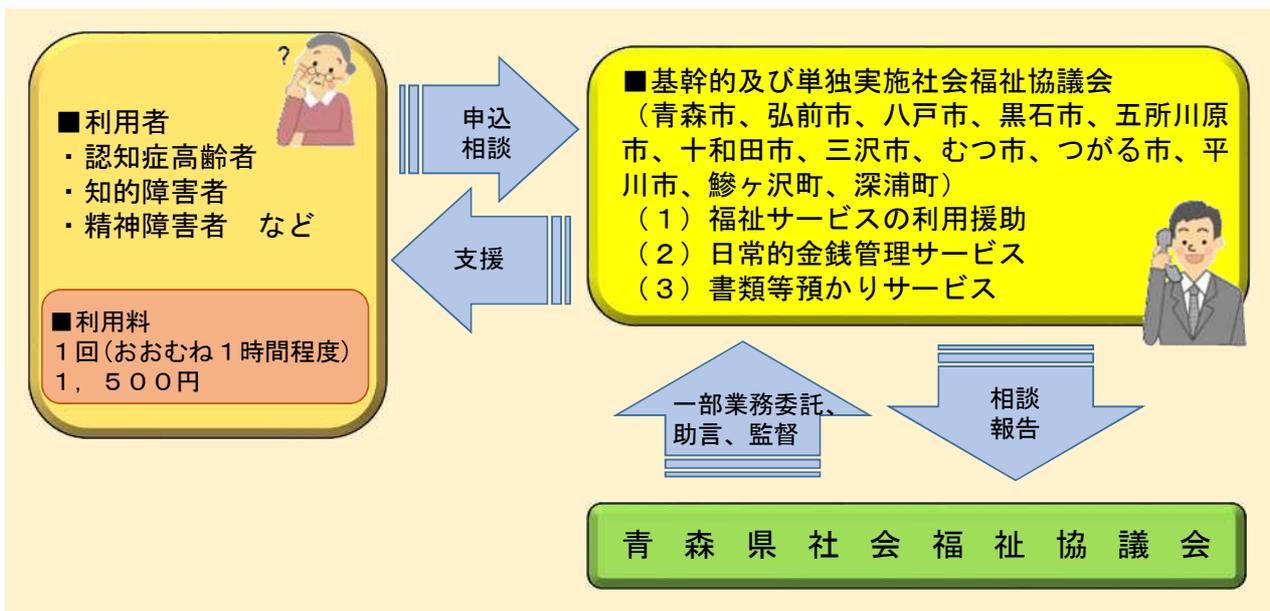
全県的なボランティア活動を普及・促進するため、青森県社会福祉協議会に青森県ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の充実に向けた適切な情報の提供と地域住民がボランティアに関わりやすい環境整備を行っている。

実施体制及び令和2年度の事業実施状況



3 日常生活自立支援事業の概要

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等の支援を行っている。



日常生活自立支援事業の実利用者数 (令和2年度末)

(単位:人)

青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町	深浦町	合計
79	39	92	57	101	120	54	30	28	60	4	8	672

第3節 生活困窮者自立支援制度

(1) 生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

生活困窮者自立支援法の概要

1. 自立相談支援事業の実施(法第5条)及び住居確保給付金の支給(法第6条)(必須事業)

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業等の実施(法第7条)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うよう努めるものとする。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計改善支援事業**」
- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定(法第16条)

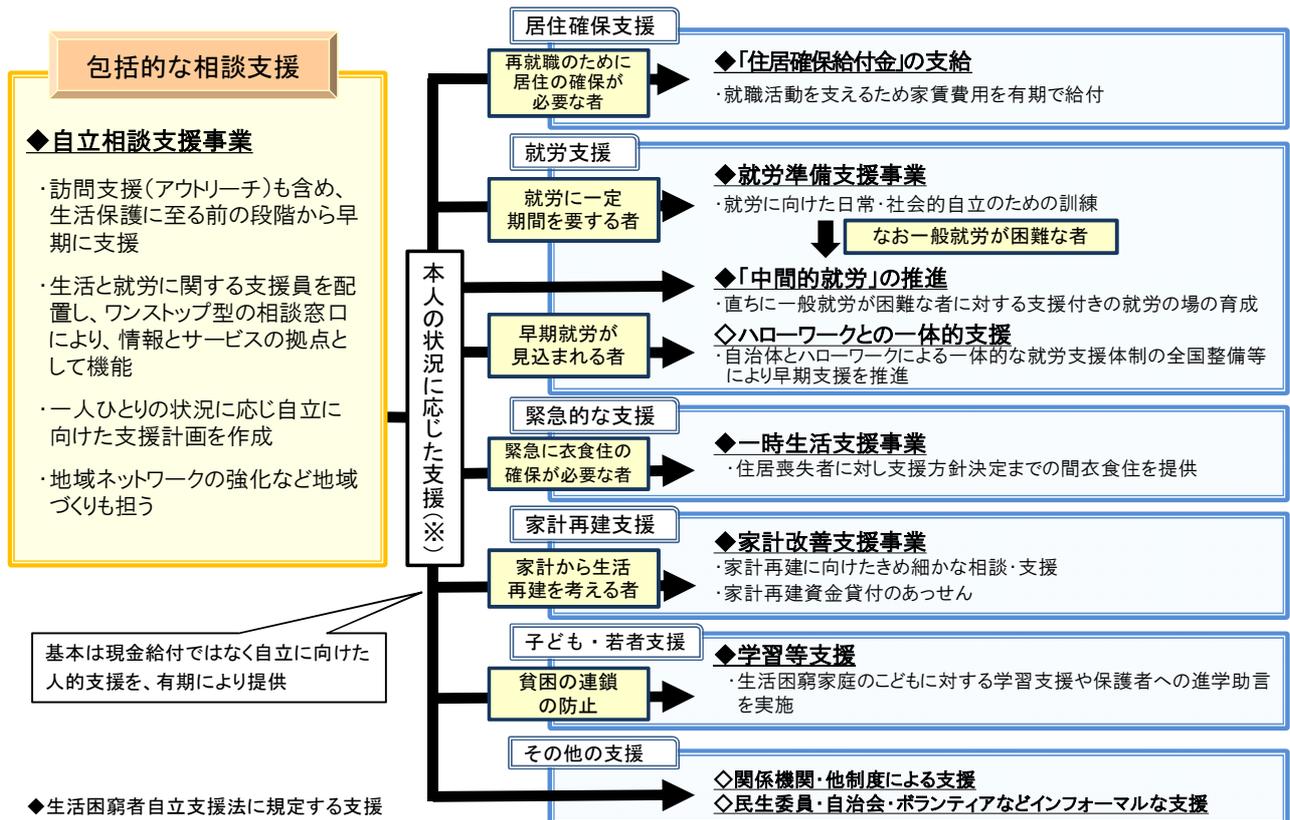
- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業である**」ことを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金: **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業: **国庫補助2/3**
- 家計改善支援事業: **国庫補助1/2~2/3**
- 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業: **国庫補助1/2**

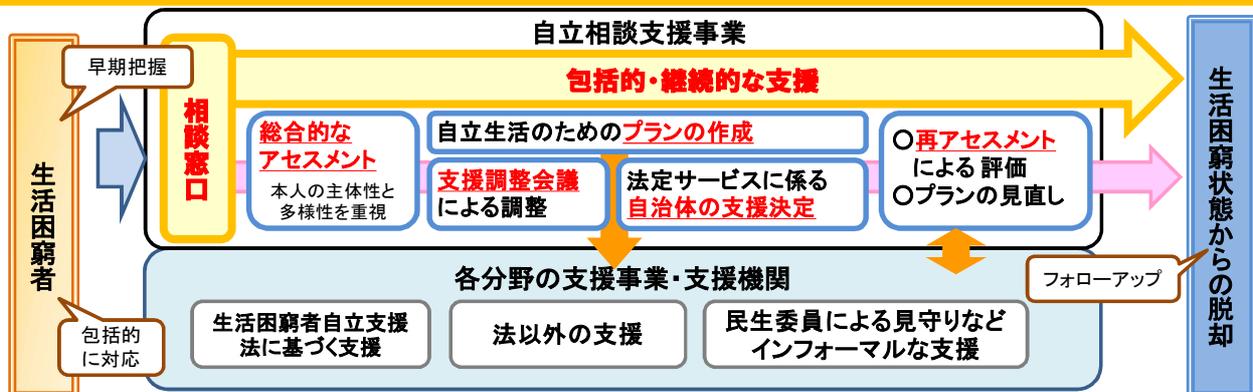
5. 施行期日 平成27年4月1日

(2) 生活困窮者自立支援制度の概要



(3) 自立相談支援事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
- ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



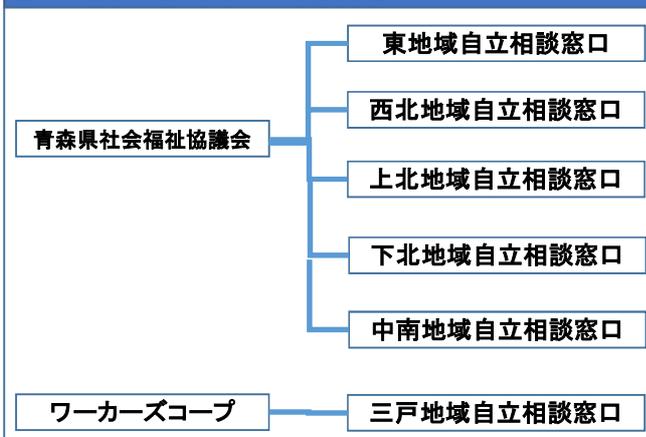
期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

(4) 青森県における生活困窮者自立支援の取組

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人青森県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人ワーカーズコープに事業を委託し、生活に困窮している方からの相談に応じ、自立に向けた各種の支援を実施。

【自立相談支援事業の実施体制】



【自立相談支援事業の令和2年度実績】

相談件数	プラン作成	新規就労対象者	就労・増収者
806件	407件	118人	41人

【他の生活困窮者関係事業の事業内容及びR2実績】

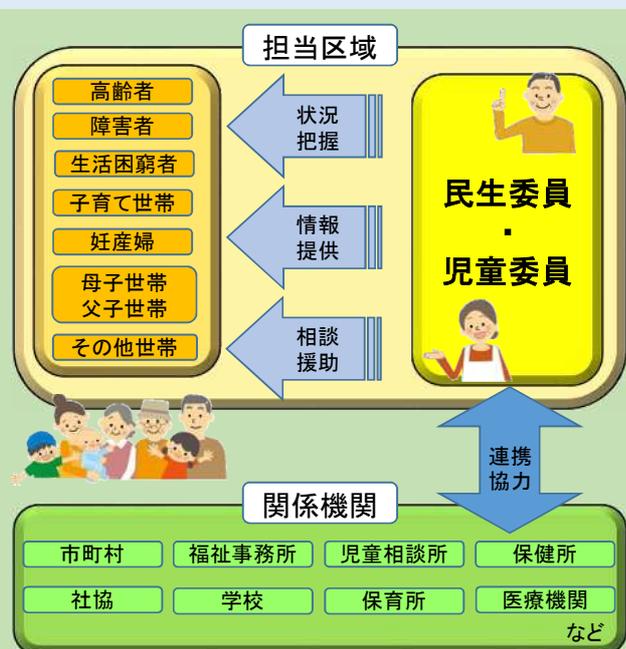
- 住居確保給付金の支給
 - ・離職等により住居を失った又は失うおそれのある方に対して、家賃相当分を支給。支給者数は6名。
- 認定就労訓練事業
 - ・県から認定を受けた事業所の協力による中間的就労。
 - ・令和2年度末の認定事業所数：18事業所
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
 - ・県と労働局との間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施。
 - ・県からハローワークへの支援要請件数：53件
- 家計改善支援事業
 - ・家計の相談、家計管理の支援、貸付のあっせん等を実施。
 - ・支援決定件数：100件
- 子どもの学習支援事業
 - ・生活困窮世帯の児童に対する学習講習会を県内全域の町村で実施。(教育委員会等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村を除く)
 - ・対象児童は生活困窮世帯の児童(小学4年生～中学生)
 - ・申込者数：107名、開催回数：369回

第4節 民生委員・児童委員

1 民生委員・児童委員の概要

民生委員は民生委員法に基づき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等の関係機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育てや母子保健に関する相談、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしている。

民生委員の役割 <イメージ図>



民生委員・児童委員の定数及び委嘱手続き

- (1) 民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第4条の規定により都道府県の条例で定めることとされている。現在の定数は**2,247名**(中核市を除く)。
- (2) 都道府県知事は、法第5条第1項の規定により、各市町村に設置された民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣に推薦し、これを厚生労働大臣が委嘱する。
- (3) 民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており(再任可能)、令和元年12月1日に一斉改選を行った。
- (4) 都道府県知事から厚生労働大臣へ推薦するにあたっては、法第5条第2項の規定により、青森県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において、民生委員・児童委員候補者の審査を行っている。

分科会開催日	民生委員数(人)	欠員数(人)	充足率(%)
R2.6.15	2,139	108	95.2
R2.10.20	2,144	103	95.4
R3.2.9	2,144	103	95.4

第5節 生活福祉資金

1 生活福祉資金貸付制度の概要

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けに必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、昭和30年度から実施。

資金種類

総合支援資金

失業者等が、生活を立て直すために継続的な相談支援と生活費を必要とする場合、自立に必要な経費を貸し付ける資金。(＜例＞生活支援費 単身の場合 貸付限度額：月15万円以内)

福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用に対して貸し付ける資金。(＜例＞福祉費 日常生活上一時的に必要な場合 貸付限度額：50万円以内)

教育支援資金

学校に入学又は修学するのに必要な経費に対して貸し付ける資金。(＜例＞教育支援費 低所得世帯で高等学校に就学する場合 貸付限度額：月3.5万円以内)

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり所有し住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、不動産を担保として生活費を貸し付ける資金。(＜例＞不動産担保型生活資金の場合 貸付限度額：月30万円以内)

臨時特例つなぎ資金

離職者を支援する公的制度を申請している、住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸し付ける資金。(＜例＞貸付限度額：10万円以内)

実施主体

都道府県社会福祉協議会
(窓口業務等一部業務を市区町村社会福祉協議会に委託)

貸付対象

低所得世帯、障害者の属する世帯、高齢者の属する世帯で、他から資金を融通することが困難で、貸付により自立した生活が見込まれる世帯。

経費

○原資

- ・補助率：国(10/10)～国(1/2)
- ・不定期で交付(原資が不足した場合等)。
- ・3つの会計区分により管理されている
 - ①生活福祉資金会計
 - ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計
 - ③臨時特例つなぎ資金会計

○事務費

- ・補助率：国(1/2)
- ・毎年交付

2 生活福祉資金特例貸付の概要（令和2年3月25日～）

○新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
○万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等があること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始まで自立相談支援機関からの支援を受けることをもって、貸付を行う。

注2 特例貸付においては、令和3年8月末までの間に、緊急小口資金及び特例貸付の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施。(※令和3年6月現在)

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	・ 緊急小口資金	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	〔住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。〕
		・ 総合支援資金(初回貸付分)	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	
		・ 総合支援資金(延長貸付分)	： 令和5年度の住民税非課税	
		・ 総合支援資金(再貸付分)	： 令和6年度の住民税非課税	

第6節 社会福祉法人及び社会福祉施設

1 社会福祉法人

社会福祉法人とは

- 学校法人、宗教法人等と同様に旧民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
- 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、①自主的な経営基盤の強化②福祉サービスの質の向上③事業経営の透明性の確保を図る必要がある（法第24条）。

社会福祉法人の基本的な性格

- 社会福祉事業を行うことを目的とし（公益性）、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に（最終的には国庫に）帰属しなければならない（非営利性）。

社会福祉法人に対する規制

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持ち分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。
- 事業からの収益は、社会福祉事業（又は一部の公益事業）のみに充当する。
- 資産保有（原則不動産の自己所有）、組織経営（親族利害関係人の要件等）の在り方に一定の要件がある。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による改善勧告、措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。補助金等を受けた場合には、これに加え、不適當な予算の変更勧告、役員解職勧告等を受ける。

社会福祉法人に対する優遇措置

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。
- 法人税、固定資産税、寄附税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度がある。

2 社会福祉施設

主な施設種別

- 生活保護施設・・・救護施設 など
- 老人福祉施設・・・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム など
- 児童福祉施設・・・保育所、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、障害児入所施設、幼保連携型認定こども園（認定こども園法）など
- 障害者支援施設・・・障害者支援施設 など

3 社会福祉施設等指導監査

一般監査

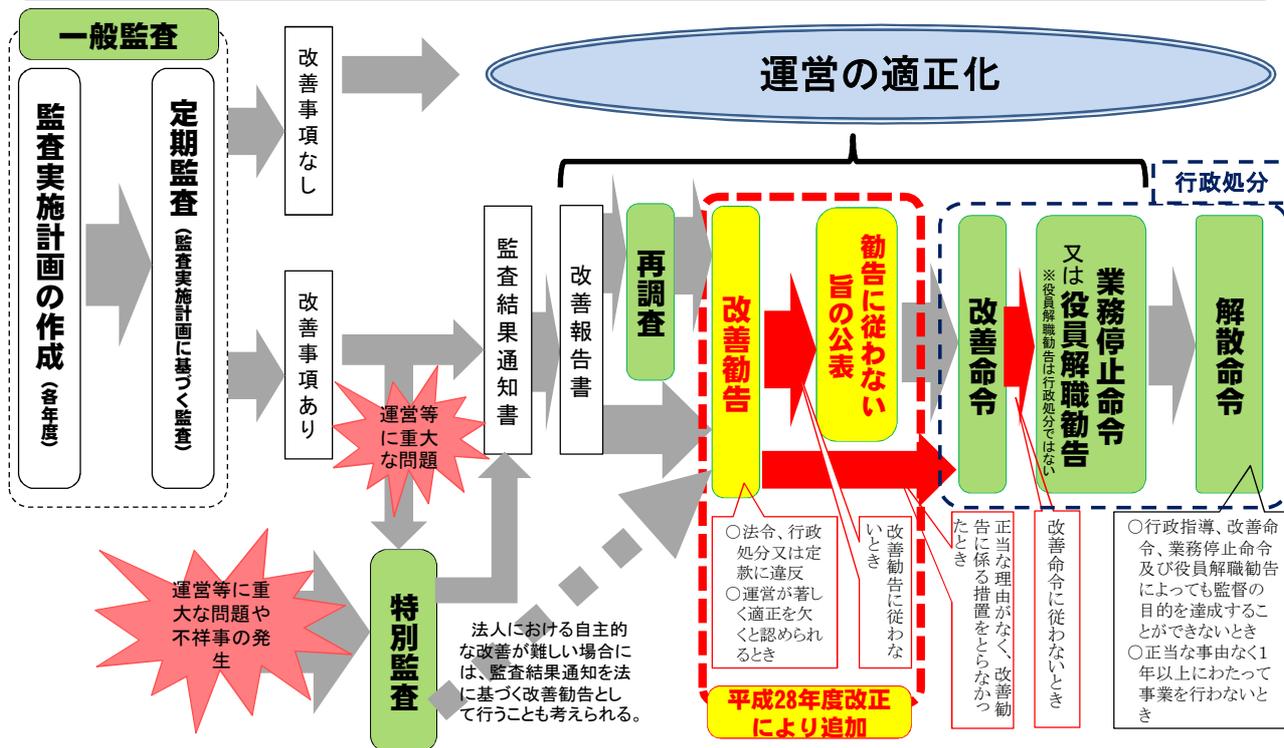
- ・ 一般監査は、実施計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき、一定の周期で実施する。
- ・ 「指導監査ガイドライン」では、指導方法の標準化を図るため、監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）について定められている。

特別監査

- ・ 一般監査の結果、特別に監査の必要があると認められた施設等及び運営上特に指導を要する認められる施設等を対象に随時実施

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

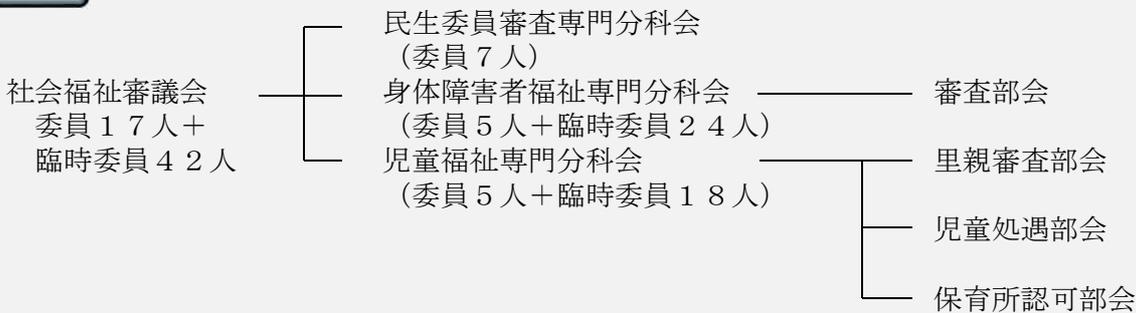
■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



4 青森県社会福祉審議会の概要

社会福祉に関する事項の調査審議、答申及び関係行政庁に対する意見の具申を行う附属機関として、社会福祉法及び青森県附属機関に関する条例の規定に基づき県に社会福祉審議会を設置している。

組織



- 民生委員審査専門分科会
民生委員の適否に関する調査審議を行う。
- 身体障害者福祉専門分科会
身体障害者の福祉に関する調査審議を行う。
- 児童福祉専門分科会
児童福祉、母子家庭の福祉、母子保健及び知的障害者の福祉に関する調査審議を行う。

委員構成

○社会福祉審議会の委員は、県議会の議員、社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから知事が任命する。

委員の任期

○社会福祉審議会の委員の任期は3年。

※現在の委員の任期は、令和元年9月1日～令和4年8月31日まで

令和2年度の開催状況

○民生委員審査専門分科会：3回

○身体障害者福祉専門分科会審査部会：会議1回、書面審査33回

○児童福祉専門分科会里親審査部会：会議2回、書面審査0回、同児童処遇部会：会議5回、同保育所認可部会：会議0回

第7節 生活保護制度の概要

1 生活保護制度

生活保護制度とは

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる)。

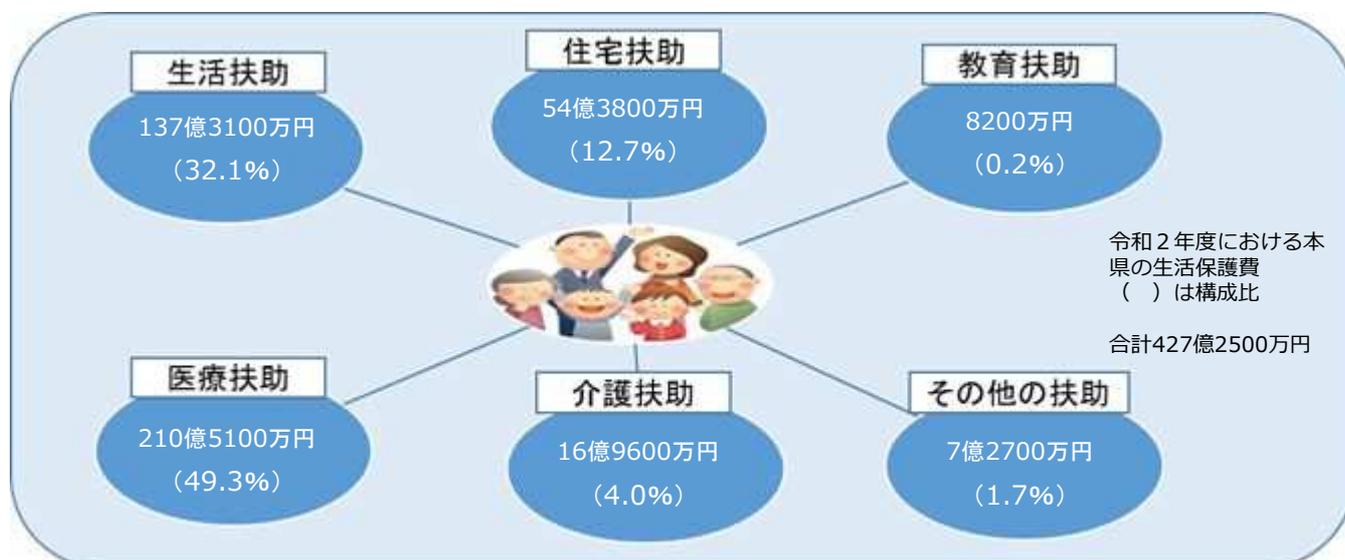
<支給される保護費>

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定する。

<保護の種類と内容>

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算がある(母子加算、障害者加算等)。
アパートの家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な費用	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給



2 本県の現状について

近年の動向

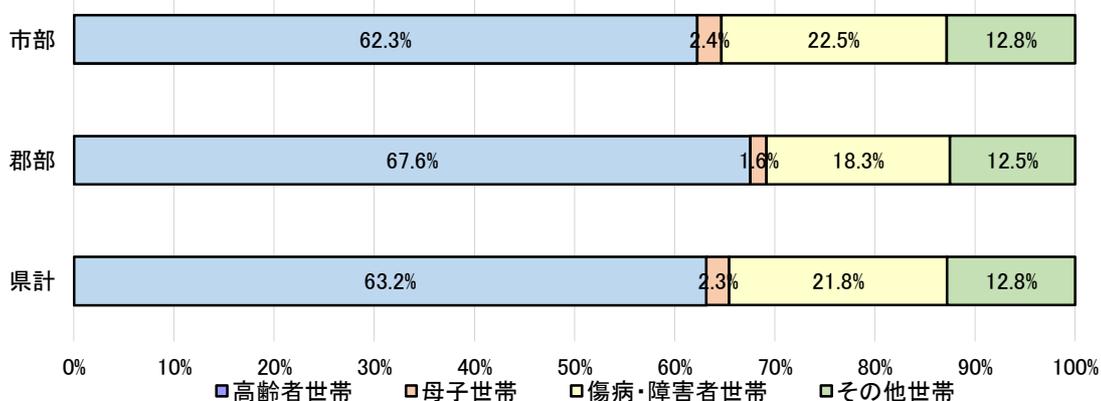
令和2年度の本県の月平均被保護世帯数は23,741世帯、被保護実人員は28,865人、保護率(人口千人に対する被保護実人員の割合)は23.42%である。

青森県内の被保護実人員は、平成27年度から減少しており、被保護世帯数は平成30年度から減少傾向にある。しかし、保護率は人口減少の影響により、ほぼ横ばいで推移している。

また、高齢者世帯の増加が顕著であり、被保護世帯全体に占める割合は、平成25年度から5割を超え、平成30年度以降は6割を超えている。



世帯類型別構成割合(令和2年度)



	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	計
市部	12,209	474	4,412	2,517	19,611
郡部	2,791	67	757	516	4,131
県計	14,998	541	5,169	3,033	23,741

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第8節 戦没者等の援護に関する業務

1 旧軍人・軍属等への援護

(1) 旧軍人・軍属の恩給

○公務員（旧軍人等）が相当年限勤務して退職したとき、公務のためにけがをしたり病気にかかったとき、公務のために死亡したときに、**国が使用者として年金給付を行う。**

公務員の退職後又は遺族の生活の支え

恩給法による軍人・軍属とは

軍人：陸海軍の現役、予備役などの兵役にあった兵から大将までのすべての軍人
 軍属：旧陸海軍部内の文官や警察監獄職員

恩給の種類

	軍人恩給（年功に係る給付）		傷病恩給（傷病に係る給付）	
	本人給付	遺族給付	本人給付	遺族給付
	・普通恩給 ・一時恩給 ・一時金	・普通扶助料 ・一時扶助料 ・遺族一時金	・増加恩給 ・傷病年金 ・特例傷病恩給 など	・公務扶助料 ・増加非公死扶助料 ・特例扶助料 など

(2) 軍歴証明

○公務員共済組合法等による軍人期間の通算に関する**軍歴証明書を交付する。**（陸軍のみ）

叙位・叙勲のための履歴を証明する。
 遺族が戦没者の経歴を知ることができる。

2 戦没者遺族の援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

○旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の死亡等に関し、**亡くなられた方の遺族に遺族年金・遺族給与金及び弔慰金等を支給する。**

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

○恩給法による公務扶助料等、援護法による遺族年金等の受給権を有する戦没者の妻に対し、**無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。**

(3) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

○戦没者が死亡したことにより、氏を同じくする子も孫もいなくなった父母又は祖父母にし、**無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。**

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

○戦没者等に関し、一定の日（基準日）における恩給法に規定する公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者特別援護法に規定する遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する者がいない場合に遺族1名に対し、**無利子の記名国債の交付をもって特別弔慰金を支給する。**

国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。

先の大戦で国に殉じた軍人・軍属等の方々に思いをいたし国として改めて弔慰の意を表する。

※法定受託事務により、特別弔慰金の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づき、原則、戦没者等の死亡当時の本籍地の都道府県知事が行う。

これまでの経緯及び平成27年改正の特別弔慰金

・昭和40年（戦後20周年）に制度が創設され、以後、昭和50年、昭和60年、平成7年、平成17年に、10年償還の特別弔慰金を支給。また、特例的に、中間年（昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年、平成21年）においても、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し、6年償還（昭和47年は10年償還）の特別弔慰金を支給された。
 ・戦後70周年に当たる平成27年には、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、特別弔慰金を支給。遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額し、5年償還の国債を5年ごとに2回交付する。（平成27年4月1日施行：第十回特別弔慰金、令和2年4月1日施行：第十一回特別弔慰金）

第十一回特別弔慰金の請求について

《支給対象者》 戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日（基準日）において恩給法による公務扶助料等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限る。）

《支給内容》 額面25万円、5年償還の記名国債

《請求期間》 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に、市町村援護担当課において請求手続きを行う。

<p>(5) 戦没者遺族相談員 ○戦没者の遺族の生活等に関する<u>相談に応じ</u>、援護のために<u>必要な指導等を行う</u>。 本県では17人が厚生労働大臣の委託を受けて配置されている。</p>		<p>戦没者遺族の福祉の増進を図る。</p>
<p>(6) 戦没者等の慰霊事業 ○戦没者等を慰霊するため、県戦没者追悼式を挙るとともに、各機関等の主催する慰霊祭や追悼式に参列する。 ①全国戦没者追悼式への参列 ②青森県戦没者追悼式の挙 ③沖縄みちのくの塔慰霊祭への参列 ④各市町村等が実施する慰霊祭への参列 等</p>		<p>戦没者等の御霊を追悼し平和を祈念する。</p>

3 戦傷病者の援護

<p>(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護 ○旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の負傷等に関し、<u>障害がある方に障害年金、障害一時金を支給する</u>。</p>		<p>国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。</p>
<p>(2) 戦傷病者特別援護法による援護 ○公務員であった者の公務上の傷病に関し、<u>療養の給付等を行う</u>。 例) 更生医療の給付、補装具の支給・修理など</p>		<p>国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。</p>
<p>(3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護 ○恩給法等に規定する第5款以上の障害を有し、恩給法による増加恩給等や援護法による障害年金等の給付を受けている戦傷病者等の妻に対し、<u>無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する</u>。</p>		<p>国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。</p>
<p>(4) 戦傷病者相談員 ○戦傷病者の更生等の<u>相談に応じ</u>、戦傷病者の援護のために<u>必要な指導等を行う</u>。 本県では8人が厚生労働大臣の委託を受けて配置されている。</p>		<p>戦傷病者の福祉の増進を図る。</p>

4 中国帰国者等の援護

<p>(1) 中国等からの帰国者 ○昭和47年9月29日の日中国交回復以後、戦後中国に残留した日本人の帰国が逐次行われ、また平成元年度からは、ロシア連邦のサハリン等からも残留日本人の帰国が行われている。<u>帰国者に対しては、国及び県が帰国に伴う諸経費の援助を行う</u>。</p>		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を促進する。</p>
<p>(2) 中国残留邦人等への生活支援 ○長期にわたり中国等に残留せざるを得なかったため、永住帰国後も年金の支給を受けられない事態が生じているという事情を踏まえ、<u>経済的支援を行う</u>。 ①満額の老齢基礎年金の支給 満額の老齢基礎年金の受給を可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する<u>保険料相当額を一時金として支給する</u>。 ②支援給付制度 <u>生活保護法の規定の例による金銭給付等を行う</u>。(3)参照 ③配偶者支援金制度 中国残留邦人等の永住帰国前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に、<u>配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給する</u>。</p>		<p>中国残留邦人等の老後生活の経済的安定を図る。</p>
<p>(3) 支援給付等 ○特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額が、生活保護法の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その<u>不足する範囲内において支援給付を行う</u>。 (生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等)</p>		<p>中国残留邦人等の老後生活の経済的安定を図る。</p>
<p>(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 ○中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう地域における多様な施設や活動等を<u>ネットワーク化し、地域支援を促進する各種の事業を行う</u>。 ①地域における支援ネットワーク事業 (各種研修会等への参加、支援連絡会の設置等) ②自立支援通訳等派遣事業 ③地域生活支援プログラム事業(各種交流会・研修会等への参加費の支給等)</p>		<p>中国残留邦人等が自立し地域の一人として暮らすことができるよう支援する。</p>

第9節 県立保健大学

1 法人の概要

県立保健大学は、急速な人口の高齢化等、社会構造の変化や生活水準の向上に伴い、保健・医療・福祉に対するニーズが高度化、多様化し、これまで以上に高度な専門的知識及び豊かな情操を兼ね備えた人材が必要とされていることから、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、幅広い領域で人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材を育成し、本県の保健・医療・福祉の進展を図るため、平成11年4月に開学した。

また、平成20年4月には、公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、公立大学法人へ移行した。

項目	内容	
法人名	公立大学法人青森県立保健大学	
所在地	青森市大字浜館字間瀬58-1	
設立認可年月日	平成20年3月24日	
設立登記年月日	平成20年4月1日	
沿革	平成11年4月	青森県立保健大学開学 (看護学科・理学療法学科・社会福祉学科)
	平成15年4月	大学院修士課程開設
	平成17年4月	修士課程⇒博士前期課程(改組) 大学院博士後期課程開設
	平成20年4月	公立大学法人に移行
		栄養学科開設
	理学療法学科[入学定員20名→30名(10名増)] 社会福祉学科[入学定員40名→50名(10名増)]	

健康科学部		
在学生	917名	
内 訳	看護学科	442名 (1年生114名、2年生113名、3年生107名、4年生108名)
	理学療法学科	132名 (1年生34名、2年生36名、3年生31名、4年生31名)
	社会福祉学科	210名 (1年生50名、2年生55名、3年生52名、4年生53名)
	栄養学科	133名 (1年生32名、2年生31名、3年生34名、4年生36名)
学位	学士(看護学、理学療法学、社会福祉学、栄養学)	
卒業後の資格	看護学科	看護師、保健師及び助産師国家試験の受験資格付与
	理学療法学科	理学療法士国家試験の受験資格付与
	社会福祉学科	社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の受験資格付与
	栄養学科	栄養士及び栄養教諭一種の免許並びに管理栄養士国家試験の受験資格付与 ※令和元年度入学者からは、卒業時に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格付与

注) 在学生数は、令和3年5月1日現在。

保健・医療・福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健・医療・福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成15年4月1日に大学院を開設し、修士課程を設置した。平成17年4月1日には、修士課程を博士前期課程に改組し、新たに博士後期課程を設置した。

大 学 院		
研究科名	健康科学研究科	
専攻	健康科学専攻	
課程	博士前期課程	(修業年限2年)*特例:長期在学コース(3年)
	博士後期課程	(修業年限3年)
在学生	52名	
内 訳	博士前期課程	31名 (1年生12名、2年生19名)
	博士後期課程	21名 (1年生5名、2年生4名、3年生12名)
学 位	博士前期課程	修士(健康科学、社会福祉学、看護学)
	博士後期課程	博士(健康科学)
その他	夜間開講、土・日、夏期集中講義などにより社会人が在職のまま修学できるよう配慮。	

注) 在学生数は、令和3年5月1日現在。

2 第3期中期目標(目標期間:令和2年度~令和7年度の6年間)

理 念

青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。

使 命

- (1) 人間性豊かな人材の育成
生命に対する深い畏敬の念と倫理観、人間を総合的に把握し理解できる幅広い教養を身に付けた人材を育成する。
- (2) 保健、医療及び福祉の発展に寄与できる人材の育成
保健、医療及び福祉の連携・協調に向けて能力を発揮し、中核的な役割を果たせる人材を育成する。
- (3) 地域特性へ対応できる人材の育成
気候、風土、生活習慣など、青森県の特性を考慮しながら問題解決へのアプローチができる人材を育成する。
- (4) グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成
外国語等のコミュニケーション手段を用い、グローバルな視野をもって活躍できる人材を育成する。
- (5) 地域社会への貢献
保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する。

基本姿勢

第2期中期目標の達成状況を踏まえつつ、大学を取り巻く社会情勢の変化や、大学改革等の動向を的確に捉えながら、理念と使命の実現に向けて積極的に取り組む。

保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、人材の育成及び地域社会への貢献の役割を十分に果たせるよう、自律的に取り組むとともに、地域との連携を推進する。

3 県内就職率

(%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
看護学科	29.4	27.0	33.0	30.2	26.8
理学療法学科	36.7	36.7	37.0	28.1	31.0
社会福祉学科	51.8	40.7	51.0	53.6	44.4
栄養学科	43.8	24.2	22.6	12.5	36.7
学部合計	37.9	31.3	36.3	33.2	33.3

4 国家試験合格率

(%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
看護学科	看護師	99.0	98.0	100.0	97.2	98.1
	保健師	100.0	93.3	96.7	100.0	100.0
	助産師	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0
理学療法学科	理学療法士	100.0	93.5	96.4	100.0	96.8
社会福祉学科	社会福祉士	84.0	79.2	82.4	84.3	60.9
	精神保健福祉士	100.0	100.0	100.0	92.3	93.8
栄養学科	管理栄養士	87.9	97.1	97.1	97.1	93.9

第10節 災害救助等

1 災害救助等の概要

(1) 災害救助法の適用



(2) 法による救助の実施

・災害救助法による救助は県知事が行い、市町村長がこれを補助するが、救助の迅速性・的確性を図るために、事務の一部を県知事から市町村長に委任することができる。

<救助の種類>

① 避難所、応急仮設住宅の供与	⑥ 住宅の応急修理
② 食品の給与及び飲料水の供給	⑦ 学用品の給与
③ 被服、寝具その他生活必需品の給与等	⑧ 埋葬
④ 医療及び助産	⑨ 死体の捜索及び処理
⑤ 被災者の救出	⑩ 土石等の障害物の除去

<救助の程度、方法及び期間>

・内閣総理大臣が救助の種類毎に定める基準による。

(3) 災害弔慰金等の支給

・災害救助法の適用と連動して市町村が実施する支援。

① 遺族への災害弔慰金の支給
② 重度の障害を負った方への災害障害見舞金の支給
③ 被災者への災害援護資金の貸付け

(4) 青森県の災害救助法適用状況

・青森県では、災害救助法が制定された昭和22年から令和2年度まで、98回の災害救助法適用災害が発生している。

<直近の適用災害>

年度	災害名	適用市町村	救助費用額
平成22年度	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494千円
平成23年度	台風15号	南部町	1,035千円
	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584千円

2 災害救助基金及び災害救助用備蓄物資

- ・災害救助法を適用して救助を実施する場合の費用等に充てるため、県は災害救助法の規定に基づき、災害救助基金を積み立てている。
- ・備蓄物資については、災害救助法の適用がない災害であっても、県の「災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱」に基づき救助に使用することとしている。

基金の種類 (R3.4.1現在)	現金	備蓄物資	計
金額	664,795,264円	23,997,790円	688,793,054円
内容	定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 (13,490枚) ・タオルケット (12,000枚) ・バスタオル (12,000枚) ・タオル (5,000枚) ・ろうそく (8,000個) 	

3 青森県災害福祉広域支援ネットワークの現況

(1) 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会及び青森県災害福祉支援チームの概況

【青森県災害福祉広域ネットワーク協議会】

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、平成28年9月に16団体により設置。

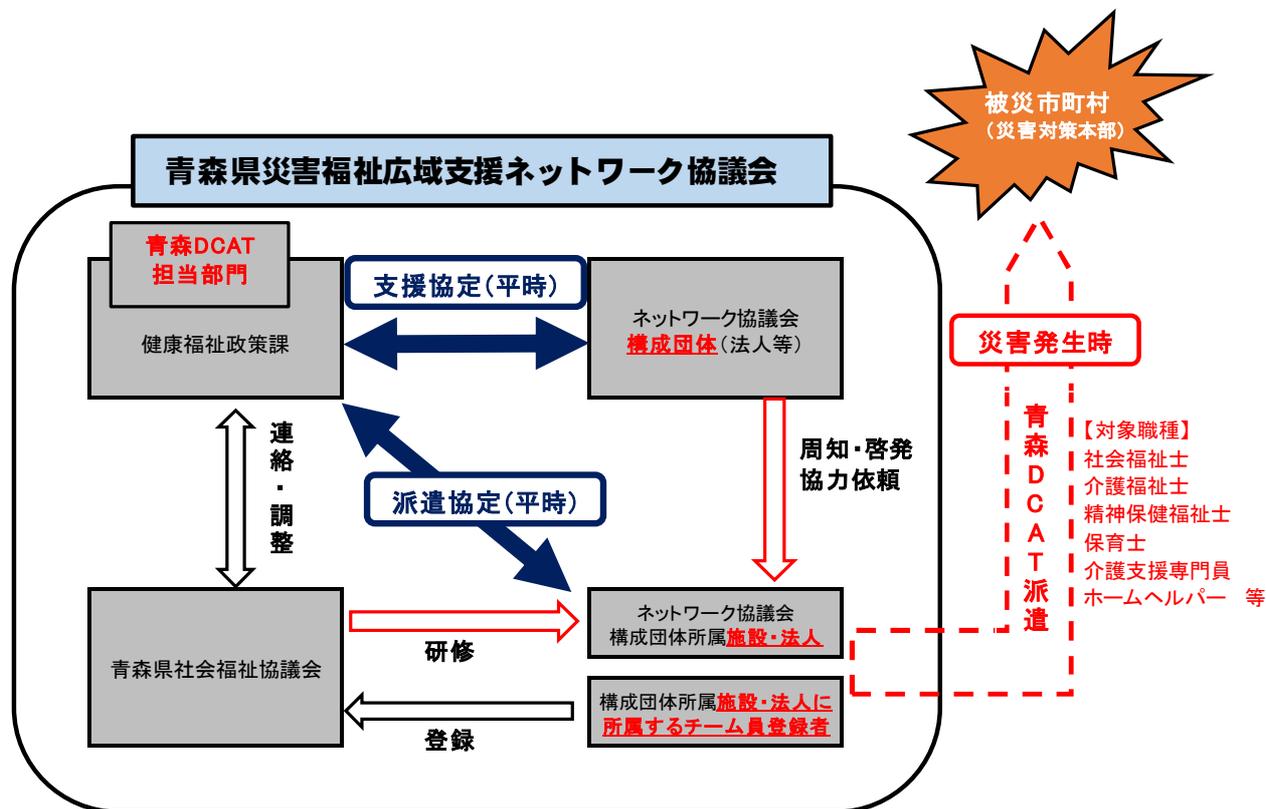
- 協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。
 - (1) 青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。
 - (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
 - (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森DCATの編成に関すること。

【青森県災害福祉支援チーム(青森DCAT)】

県は、災害発生時に、要配慮者の二次被害防止を目的に被災地で活動するための研修を受け、青森県災害福祉支援チームの構成員として登録を受けた者が所属する施設と青森DCAT派遣に係る協定を締結。

- チーム編成：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等の福祉専門職のうち当該業務経験が3年以上で研修を修了した者をチーム員として登録。原則として、1チーム6人で編成。
- 活動場所：一般避難所、福祉避難所、その他の避難所等
- 活動内容：①避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング、②要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援等。
- 活動期間：原則として災害の初期（発災後5日間の活動を標準）

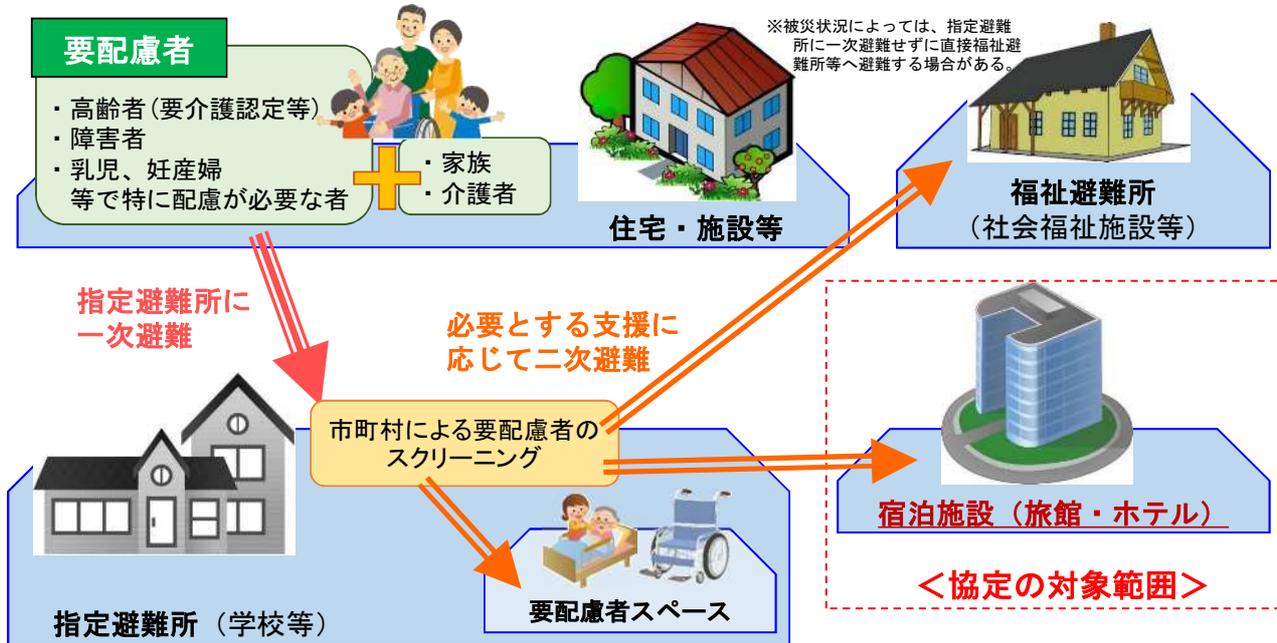
(2) 青森県災害福祉支援チーム（青森DCAT）に係る組織図



4 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

(1) 趣旨・目的

- 大規模災害時には、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、多様な避難場所を確保することが必要である。
- 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、要配慮者等の宿泊施設への避難支援が円滑に実施できるよう、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結した（平成28年11月17日）。



(2) 内容

①大規模災害（地震、津波、風水害、原子力災害等）が発生した時

②県からの要請に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、県が行う要配慮者等への支援に可能な範囲で協力する

要配慮者等

- ・高齢者（要介護認定等）
- ・障害者
- ・乳児、妊産婦等で特に配慮が必要な者

- ・家族
- ・介護者

協力の範囲

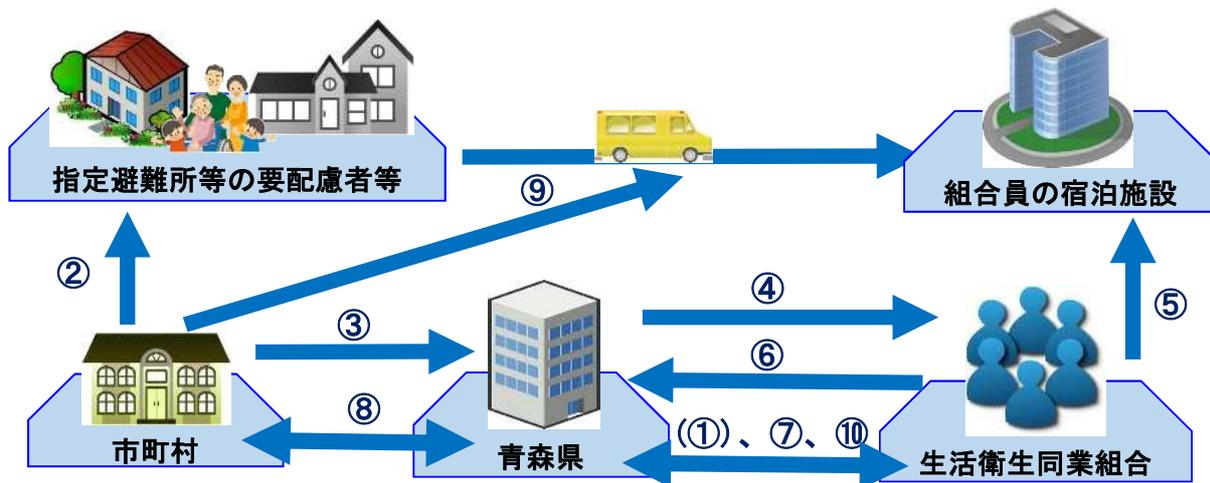
- ・組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊（入浴・食事の提供を含む）
- ・組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- ・組合における組合員等との調整

協力の期間

- ・受入れが可能になった日から、要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により、宿泊施設を利用しなくなるまでの期間

③協力に要した費用は県が負担する（組合との間で委託契約を締結）

(3) 要配慮者等の避難支援に係る体制図（実施細目で規定）



- ①県と組合は、平時から連絡責任者名簿及び宿泊施設名簿を作成する。
- ②市町村は、指定避難所等で避難生活の上で特に配慮が必要な要配慮者等を把握する。
- ③市町村は、県に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援を要請する。
- ④県は、組合に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援について協力を要請する。
- ⑤組合は、組合員が所有する宿泊施設の状況を調査し、とりまとめる。
- ⑥組合は、県に対し、応諾の可否と要配慮者等の受け入れが可能な宿泊施設を報告する。
- ⑦県は、組合と協議のうえ受け入れを行う宿泊施設を決定する。
- ⑧県は、市町村に対し、要配慮者等の受け入れを行う宿泊施設を通知し、移送の調整を行う。
- ⑨市町村は、要配慮者等を宿泊施設へ移送する。また、引き続き避難状況を把握し、必要な支援を行う。
- ⑩県と組合は、要配慮者等の避難支援に関する委託契約を締結し、業務完了後、費用の精算を行う。

5 大規模災害時における保健医療活動の総合調整について

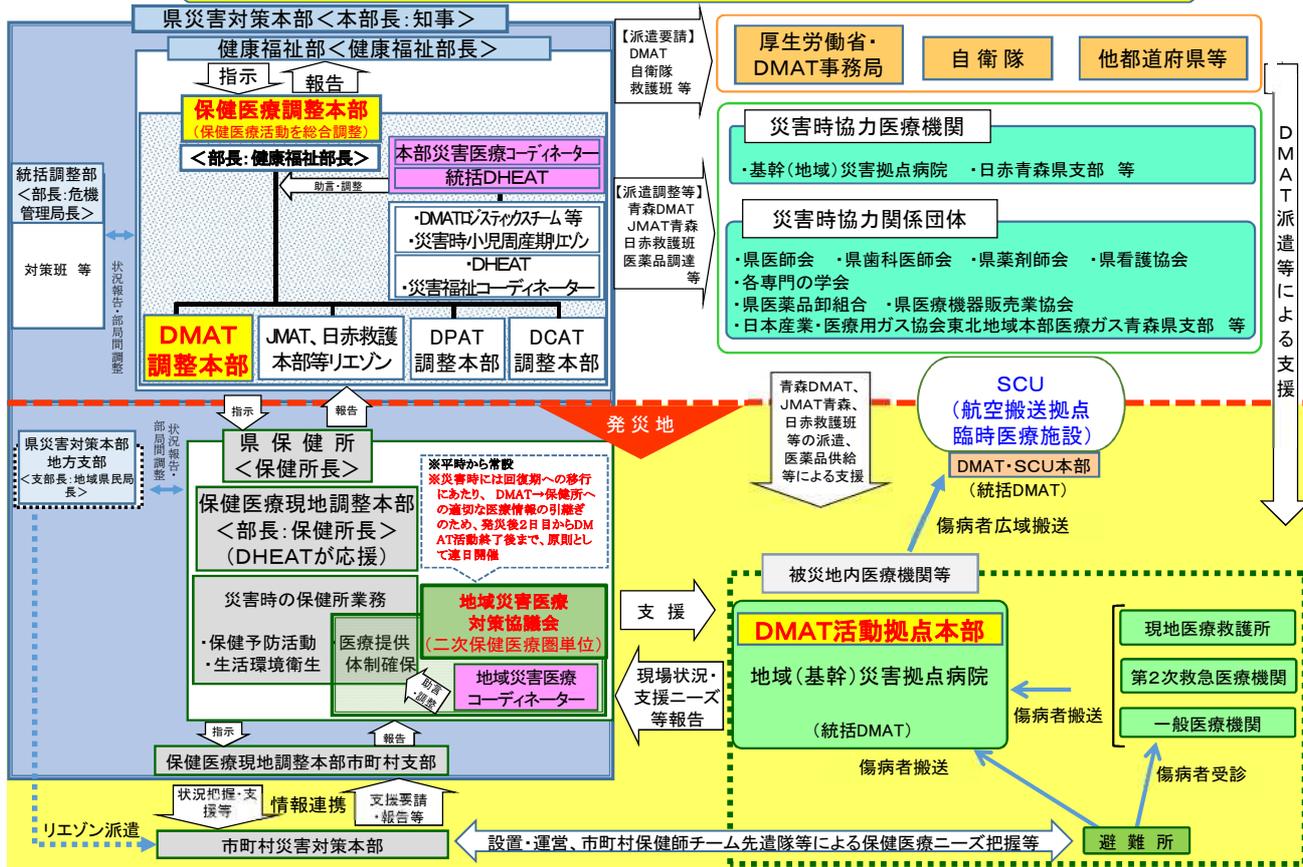
県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うための青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県保健所に設置することとする。

(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期(48時間迄) ～ 移行期(約5日間迄)	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点 (災害拠点病院等)
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・避難所 ・福祉避難所

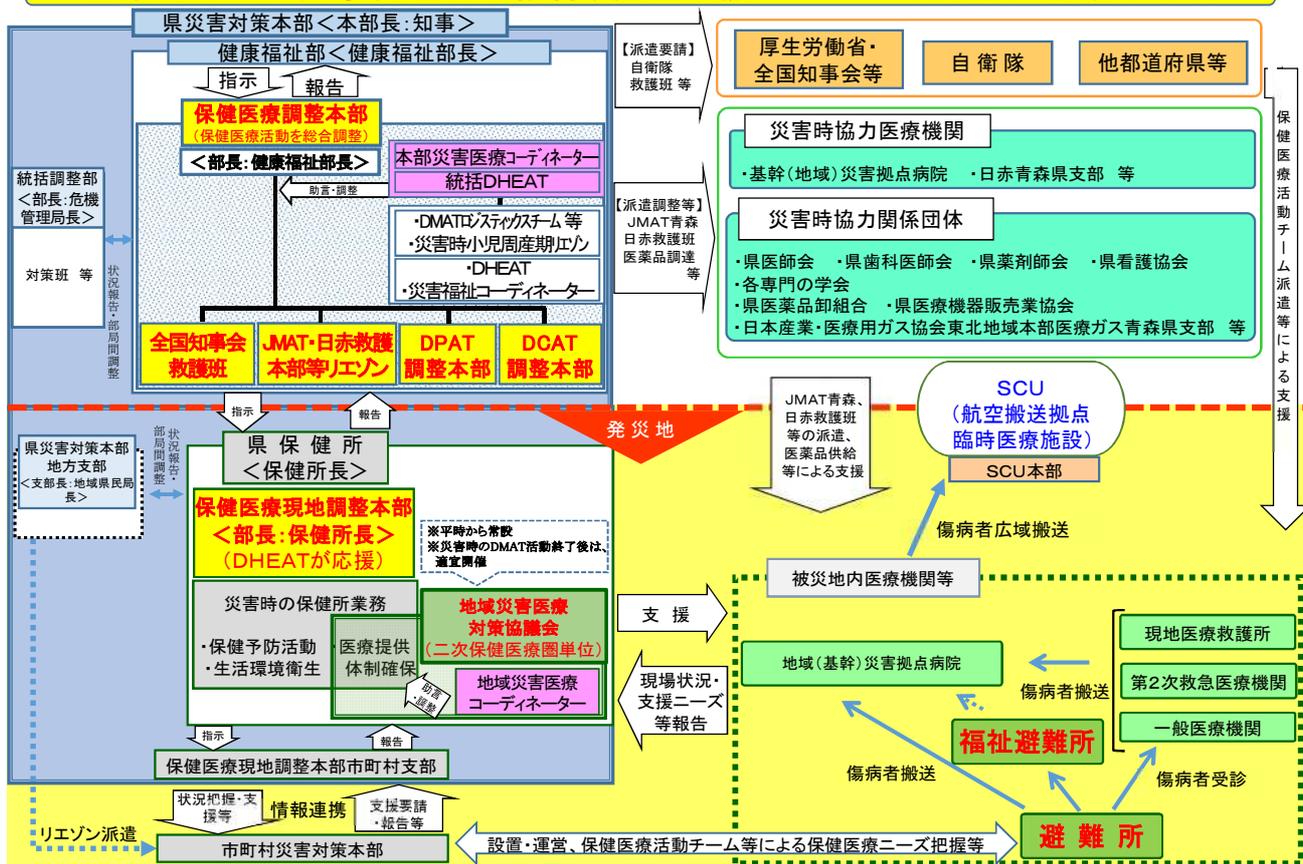
青森県における大規模災害時の体制【超急性期(～48時間)～移行期(～約5日間)】

～DMAT等による急性期医療ニーズへの対応が活動の中心～



青森県における大規模災害発生時の体制【回復期(DMAT活動終了後)～慢性期】

～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～



第11節 令和2年青森県人口動態統計（概数）の概況

1 出生数は減少が続いており、過去最少。合計特殊出生率は近年低下しており、全国を下回った。

○出生数 R1：7,170人 → R2：6,837人（▲333人）
 ○合計特殊出生率 R1：1.38（全国36位）→ R2：1.33（全国36位→） ※全国 R1：1.36 → R2：1.34

2 疾病別三大死因の死亡数の減少により、全体の死亡数・死亡率が減少。

	死亡数			死亡率(人口10万対)		
	R1	R2	増減	R1(全国順位)	R2(全国順位)	増減
総数	18,424人	17,905人	△519人	1,485.8(3位)	1,461.6(2位↓)	△24.2
悪性新生物	5,125人	4,988人	△137人	413.3(2位)	407.2(2位→)	△6.1
心疾患	2,805人	2,714人	△91人	226.2(7位)	221.6(7位→)	△4.6
脳血管疾患	1,611人	1,455人	△156人	129.9(5位)	118.8(7位↑)	△11.1

3 乳児・周産期死亡率は減少、新生児死亡率は微増。

	死亡数			死亡率 (乳児・新生児は出生千対、周産期は出産千対)		
	R1	R2	増減	R1(全国順位)	R2(全国順位)	増減
乳児死亡	23人	18人	△5人	3.2(1位)	2.6(5位↑)	△0.6
新生児死亡	15人	15人	0人	2.1(1位)	2.2(2位↑)	+0.1
周産期死亡	36人	32人	△4人	5.0(2位)	4.7(2位→)	△0.3

4 自殺者数は増加するも、長期的には減少傾向。

○自殺者数 R1：209人 → R2：238人（+29人） ※H15年値（576人）の41.3%
 ○自殺率 R1：16.9（全国17位）→ R2：19.4（+2.5）（全国4位↓）

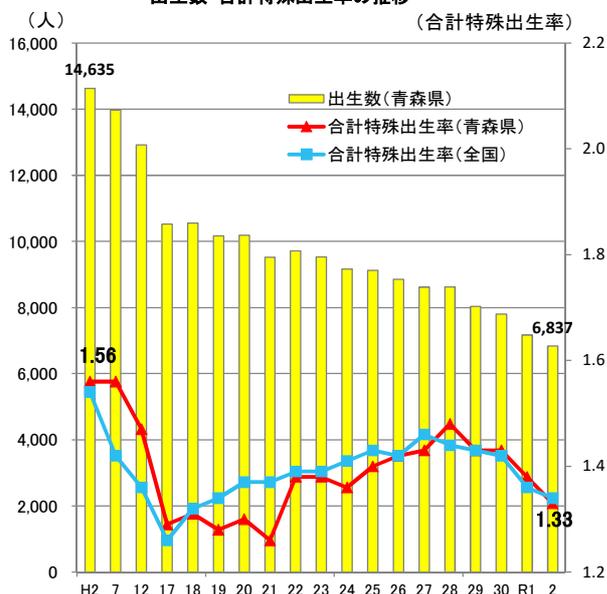
↑前年より順位改善
 →前年より順位不変
 ↓前年より順位悪化

1 出生数は減少が続いており、過去最少。

合計特殊出生率は近年低下しており、全国を下回った。

○出生数 R1：7,170人 → R2：6,837人（▲333人）
 ○合計特殊出生率 R1：1.38（全国36位）→ R2：1.33（全国36位→） ※全国 R1：1.36 → R2：1.34

出生数・合計特殊出生率の推移



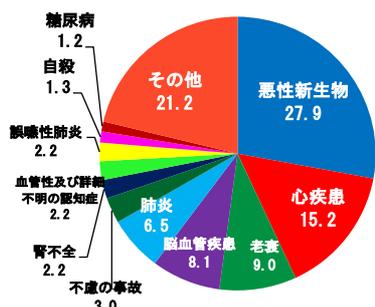
県の取組

- 1 あおもり働き方改革推進企業認証制度事業**
 ・労働者の仕事と子育ての両立への希望を実現するため、「働き方改革」に取り組む企業を認証・支援する「あおもり働き方改革推進企業認証制度」の運用
- 2 乳幼児はつらつ育成事業**
 ・未就学児を対象に市町村が給付した医療費の自己負担の2分の1を助成
- 3 地域子ども・子育て支援事業**
 ・市町村が実施する病児保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業への取組を促進し、満足度の高い保育を推進
- 4 家庭福祉対策教育支援貸付費補助事業**
 ・大学進学にあたり必要となる費用の捻出が困難な世帯や、児童養護施設入所児童等に対し奨学金を貸付

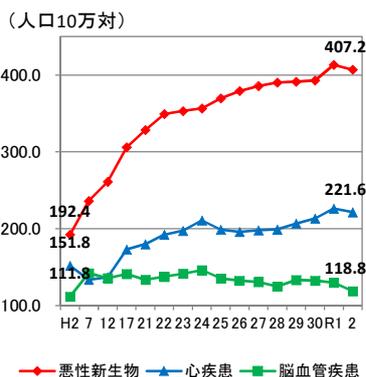
2 疾病別三大死因の死亡数の減少により、全体の死亡数・死亡率が減少。

	死亡数			死亡率(人口10万対)		
	R1	R2	増減	R1	R2(全国順位)	増減
総数	18,424人	17,905人	△519人	1,485.8(3位)	1,461.6(2位↓)	△24.2
悪性新生物	5,125人	4,988人	△137人	413.3(2位)	407.2(2位→)	△6.1
心疾患	2,805人	2,714人	△91人	226.2(7位)	221.6(7位→)	△4.6
脳血管疾患	1,611人	1,455人	△156人	129.9(5位)	118.8(7位↑)	△11.1
肺炎	1,321人	1,160人	△161人	106.5(7位)	94.7(5位↓)	△11.8
糖尿病	223人	209人	△14人	18.0(1位)	17.1(3位↑)	△0.9

○令和2年死因別構成比



疾病別三大死因の死亡率の推移



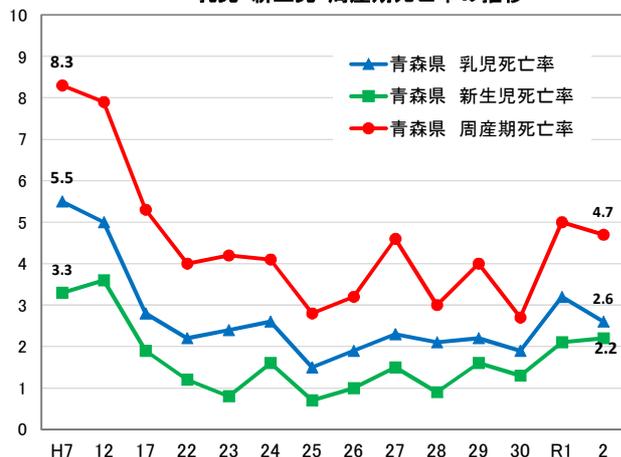
県の取組

- がんの早期発見・早期治療のための取組**
働き盛り世代とその家族のがん検診に関する環境整備、市町村が行う大腸がん検診の未受診者対策の支援、がん検診の精度向上に向けた市町村への助言等
- 青森県健康経営認定制度の推進**
県内において「健康経営®」(*)に取り組む事業所を青森県健康経営事業所と認定し、働き盛り世代の健康づくりを推進(R3.5.31現在で308事業所を認定)
(*)「健康経営®」:特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標
- 女性発信! 農業者・漁業者の健やか力向上 事業**
農協・漁協の女性部と連携した体験型セミナー等の開催による第一次産業就業者の健康づくりの取組の推進
- 糖尿病と歯周病を切り口とした医科・歯科連携事業**
相互に影響を及ぼす糖尿病と歯周病について、医科歯科連携体制の検討、構築及び医科歯科合同研修会等の開催による両疾患の関連について普及啓発

3 乳児・周産期死亡率は減少、新生児死亡率は微増。

	死亡数			死亡率 (乳児・新生児は出生千対、周産期は出産千対)		
	R1	R2	増減	R1(全国順位)	R2(全国順位)	増減
乳児死亡	23人	18人	△5人	3.2(1位)	2.6(5位↑)	△0.6
新生児死亡	15人	15人	0人	2.1(1位)	2.2(2位↑)	+0.1
周産期死亡	36人	32人	△4人	5.0(2位)	4.7(2位→)	△0.3

乳児・新生児・周産期死亡率の推移

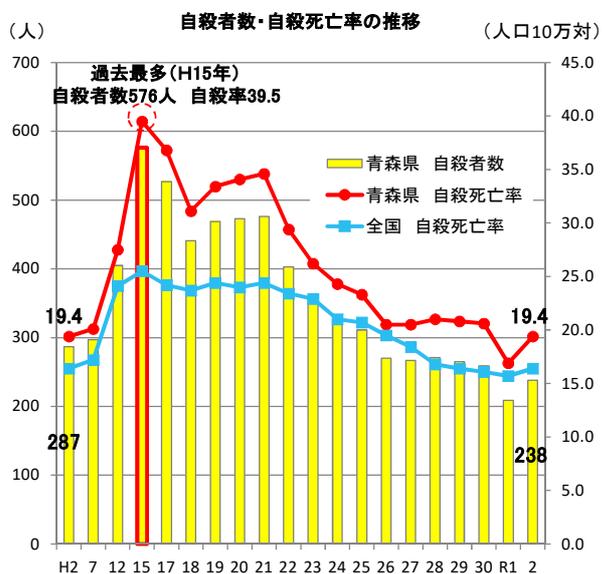


県の取組

- 青森県立中央病院総合周産期母子医療センター(平成16年10月から稼働開始)を中心とした「青森県周産期医療システム」の運用**
・総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等の機能分担と連携による24時間対応可能な周産期の救急対応
・母体・胎児搬送及び新生児搬送、並びに母体胎児集中治療室(MFICU)、新生児集中治療室(NICU)等の確保を含めた周産期医療の提供が可能な体制
- ハイリスク妊産婦への支援強化**
・総合周産期母子医療センターを利用する患者・家族のための待機宿泊施設(ファミリーハウスあおもり)開設による利便性向上・負担軽減
・周産期母子医療センターに遠方から通院するハイリスク妊産婦が早期から安心して治療を受けられるよう、交通費等の支援体制を整備

4 自殺者数は増加するも、長期的には減少傾向。

- 自殺者数 R1 : 209人 → R2 : 238人 (+29人) ※H15年値 (576人) の41.3%
- 自殺死亡率 R1 : 16.9 (全国17位) → R2 : 19.4 (+2.5) (全国4位 ↓)



県の取組

1 いのち支える青森県自殺対策計画の推進

- (1) 重点施策4分野の取組推進
高齢者対策、生活困窮者対策、勤務・経営問題対策、子ども・若者対策のそれぞれのリスク要因に着目した効果的な支援
- (2) 包括的基盤強化事業
広く県民に向けた相談窓口の周知やワンストップ型の相談事業等の実施、自殺対策を民間レベルで推進する団体への支援、自殺未遂者支援、職域におけるゲートキーパー養成など幅広い取組
- (3) 市町村自殺対策計画推進の支援住民の暮らしに密着した地域の特性に応じた自殺対策が推進されるよう、市町村支援を強化

第1表 都道府県別平均寿命（平成27年都道府県別生命表）

順位	男		女	
	都道府県	平均寿命（年）	都道府県	平均寿命（年）
…	全 国	80.77	全 国	87.01
1	滋 賀	81.78	長 野	87.67 (87.675)
2	長 野	81.75	岡 山	87.67 (87.673)
3	京 都	81.40	島 根	87.64
4	奈 良	81.36	滋 賀	87.57
5	神奈川	81.32	福 井	87.54
6	福 井	81.27	熊 本	87.49
7	熊 本	81.22	沖 縄	87.44
8	愛 知	81.10	富 山	87.42
9	広 島	81.08	京 都	87.35
10	大 分	81.08	広 島	87.33
11	東 京	81.07	新 潟	87.32
12	石 川	81.04	大 分	87.31
13	岡 山	81.03	石 川	87.28
14	岐 阜	81.00	鳥 取	87.27
15	宮 城	80.99	東 京	87.26
16	千 葉	80.96	奈 良	87.25
17	静 岡	80.95	神奈川	87.24
18	兵 庫	80.92	山 梨	87.22
19	三 重	80.86	香 川	87.21
20	香 川	80.85	宮 城	87.16
21	山 梨	80.85	福 岡	87.14
22	埼 玉	80.82	宮 崎	87.12
23	島 根	80.79	佐 賀	87.12
24	新 潟	80.69	静 岡	87.10
25	福 岡	80.66	兵 庫	87.07
26	佐 賀	80.65	高 知	87.01
27	富 山	80.61	三 重	86.99
28	群 馬	80.61	長 崎	86.97
29	山 形	80.52	山 形	86.96
30	山 口	80.51	山 梨	86.91
31	長 崎	80.38	山 口	86.88
32	宮 崎	80.34	愛 知	86.86
33	徳 島	80.32	群 馬	86.84
34	茨 城	80.28	岐 阜	86.82
35	北海道	80.28	愛 媛	86.82
36	沖 縄	80.27	鹿 児 島	86.78
37	高 知	80.26	北海道	86.77
38	大 阪	80.23	大 阪	86.73
39	鳥 取	80.17	埼 玉	86.66
40	愛 媛	80.16	徳 島	86.66
41	福 島	80.12	和 歌 山	86.47
42	栃 木	80.10	岩 手	86.44
43	鹿 児 島	80.02	福 島	86.40
44	和 歌 山	79.94	秋 田	86.38
45	岩 手	79.86	茨 城	86.33
46	秋 田	79.51	栃 木	86.24
47	青 森	78.67	青 森	85.93

資料：厚生労働省 平成27年都道府県別生命表

第2表 青森県市町村別平均寿命（平成27年市区町村別生命表）

男性				女性			
県内順位	市町村名	平均寿命	全国順位 (ワースト)	県内順位	市町村名	平均寿命	全国順位 (ワースト)
1	三沢市	79.3	98	1	つがる市	86.6	452
2	新郷村	79.3	91	2	南部町	86.6	445
3	おいらせ町	79.1	78	3	六戸町	86.6	407
4	十和田市	79.1	75	4	五戸町	86.5	368
5	六戸町	79.0	62	5	階上町	86.4	256
6	弘前市	79.0	60	6	三沢市	86.3	207
7	六ヶ所村	78.9	58	7	野辺地町	86.3	186
8	田子町	78.9	56	8	十和田市	86.3	175
9	八戸市	78.9	55	9	弘前市	86.2	149
10	青森市	78.9	50	10	おいらせ町	86.2	148
11	鱒ヶ沢町	78.9	49	11	七戸町	86.2	136
12	鶴田町	78.8	48	12	鱒ヶ沢町	86.1	113
13	田舎館村	78.8	45	13	新郷村	86.1	109
14	東通村	78.7	42	14	鶴田町	86.1	107
15	南部町	78.7	41	15	むつ市	86.0	106
16	風間浦村	78.7	40	16	東北町	86.0	105
17	外ヶ浜町	78.7	38	17	五所川原市	86.0	95
18	三戸町	78.6	35	18	黒石市	86.0	94
19	五戸町	78.6	33	19	西目屋村	86.0	84
20	つがる市	78.6	32	20	大間町	85.9	74
21	野辺地町	78.6	30	21	東通村	85.9	73
22	西目屋村	78.6	29	22	八戸市	85.9	69
23	今別町	78.5	28	23	田舎館村	85.9	66
24	藤崎町	78.5	27	24	佐井村	85.9	64
25	大間町	78.5	25	25	中泊町	85.9	53
26	板柳町	78.5	24	26	深浦町	85.8	48
27	五所川原市	78.5	22	27	外ヶ浜町	85.8	40
28	七戸町	78.5	19	28	今別町	85.8	38
29	佐井村	78.4	17	29	六ヶ所村	85.8	36
30	横浜町	78.3	16	30	平川市	85.7	26
31	黒石市	78.3	14	31	大鰐町	85.7	25
32	蓬田村	78.3	13	32	青森市	85.7	23
33	大鰐町	78.3	12	33	横浜町	85.6	17
34	平川市	78.1	9	34	田子町	85.6	16
35	深浦町	78.1	8	35	風間浦村	85.5	13
36	階上町	78.1	7	36	平内町	85.4	12
37	東北町	78.1	6	37	藤崎町	85.4	11
38	中泊町	78.1	5	38	板柳町	85.4	9
39	むつ市	78.1	4	39	三戸町	85.4	8
40	平内町	77.6	3	40	蓬田村	85.2	4
青森県		78.7		青森県		86.0	
全国		80.8		全国		87.0	

※県内順位は、高い方から掲載している。全国順位は、全国1,888市町村中、低い方から掲載している。

※同値の場合は、小数点第2位以下で比較して順位付けしている。

資料：厚生労働省 平成27年市区町村別生命表

第3表 都道府県別年齢調整死亡率（平成27年）

	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎		不慮の事故		自殺	
	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位
全国	486.0		165.3	①	65.4	②	37.8	④	38.3	③	19.3	⑤	23.0	⑦
北海道	505.4	13	184.6	4	64.4	25	34.7	35	39.5	23	15.1	28	19.3	33
青森	585.6	1	201.6	1	76.8	6	52.8	1	49.1	1	19.6	4	25.4	7
岩手	522.5	3	268.1	1	80.5	2	37.9	10	51.8	3	29.3	3	36.3	11
宮城	471.7	37	242.9	41	65.1	22	30.9	36	43.0	13	23.7	11	31.1	45
秋田	540.3	2	266.4	7	64.6	23	29.6	41	52.2	2	26.9	7	41.4	33
山形	497.2	18	246.8	32	66.6	18	31.4	35	43.8	10	27.4	5	40.0	20
福島	518.9	6	275.7	2	66.6	18	31.4	35	43.8	10	27.4	5	40.0	20
茨城	510.8	10	273.8	3	66.0	20	37.9	14	46.0	6	24.9	10	42.3	11
栃木	505.1	14	272.5	4	78.0	5	39.3	5	49.1	4	28.5	2	39.9	15
群馬	489.9	23	261.1	13	71.0	11	36.6	15	39.5	18	23.5	12	41.2	16
埼玉	485.2	27	261.7	12	64.6	21	37.4	17	46.6	7	28.0	9	43.7	7
千代田	477.2	32	258.3	16	81.0	1	41.3	3	35.8	31	21.7	20	38.9	24
東京都	474.9	35	245.9	35	64.3	26	32.2	31	35.7	33	19.4	33	36.8	29
神奈川県	460.6	42	248.7	30	64.5	24	31.5	34	36.6	29	19.0	38	32.9	41
新潟	487.8	25	243.5	40	60.7	36	29.0	44	47.7	5	25.4	9	33.8	39
富山	493.9	20	246.6	33	55.8	43	27.3	46	43.6	12	22.5	17	41.2	15
石川	473.2	36	249.8	28	60.1	37	32.9	27	36.0	30	21.9	19	41.4	12
福井	453.5	44	241.2	42	61.6	32	33.0	25	34.3	36	17.9	42	34.8	38
山梨	476.0	34	253.6	25	54.3	44	29.5	42	42.0	15	23.0	15	38.5	26
長野	434.1	47	227.7	47	60.8	35	28.3	45	41.0	16	22.2	18	26.5	47
岐阜	476.3	33	256.0	21	67.6	17	34.8	20	35.6	34	19.8	31	34.9	37
静岡県	480.2	28	252.1	26	62.7	29	32.5	29	44.5	8	23.3	13	32.7	42
愛知	467.9	39	260.2	14	52.6	45	31.8	33	34.2	37	20.7	26	35.7	34
三重	488.3	24	258.1	17	62.8	28	32.4	30	37.1	26	23.1	14	38.6	25
滋賀	437.9	46	240.8	43	62.9	27	32.2	32	26.4	47	17.1	46	35.3	35
京都	455.1	43	245.4	36	69.6	16	37.6	11	33.1	44	18.8	40	35.5	35
大阪	516.3	8	263.7	11	72.9	3	37.6	12	33.2	43	16.6	47	44.8	4
兵庫県	477.8	31	255.5	22	59.4	39	33.2	24	36.9	27	19.1	36	36.5	33
奈良	452.9	45	243.9	38	73.5	8	39.1	7	29.0	46	17.8	43	36.5	32
和歌山	520.7	4	268.9	5	74.5	7	42.1	2	32.4	45	19.5	32	43.1	9
鳥取	518.9	5	246.4	34	58.3	40	30.1	40	45.0	7	22.9	16	32.3	44
島根	492.6	21	236.9	46	56.0	42	30.3	38	38.5	20	21.3	21	32.5	43
岡山	479.8	29	238.4	45	66.3	19	32.7	28	35.8	32	21.0	24	44.6	5
広島	471.2	38	247.3	31	65.6	21	35.7	19	33.7	41	19.0	37	39.6	22
山口	500.1	15	264.1	10	70.8	13	38.3	9	37.9	23	21.2	22	46.2	2
徳島	510.5	11	258.9	15	61.6	31	33.0	26	40.3	17	20.1	29	45.7	3
香川	478.8	30	249.8	29	69.8	15	39.3	6	37.6	24	18.1	41	27.4	46
愛媛	516.8	7	254.2	23	80.3	3	42.8	1	38.6	19	20.0	30	40.3	19
高知	506.3	12	244.7	37	70.1	14	35.7	18	37.6	25	20.2	28	43.1	10
福岡	486.6	26	254.0	24	42.3	47	23.9	47	33.6	42	17.7	44	41.2	14
佐賀	491.9	22	257.8	18	50.2	46	29.1	43	38.4	21	20.7	27	43.2	8
長崎	496.7	19	256.4	20	62.0	30	35.8	17	34.0	39	19.3	34	37.9	27
熊本	466.6	40	240.7	44	57.3	41	32.2	32	33.9	40	19.2	35	36.5	31
大分	464.9	41	243.7	39	61.0	34	30.3	39	34.2	38	18.8	39	40.4	18
宮崎	498.7	16	257.7	19	71.0	12	37.5	13	42.2	14	26.3	8	40.6	17
鹿児島	512.4	9	264.7	9	60.0	38	33.7	23	44.1	6	20.3	1	26.6	3
沖縄	498.5	17	251.7	27	61.5	33	30.5	37	38.1	22	17.5	45	33.3	40

※都道府県の順位は高率順である。人口動態統計（確定数）の男女別にみた粗死亡率の高率順である。
 ※全国の丸数字は、「平成27年 人口動態統計特殊報告 資料：厚生労働省」

第4表 民生委員・児童委員の内容別相談・支援件数

年度	在宅福祉	介護保険	健康 保健医療	子育て 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育 学校生活	生活費	年金保険	仕事	家庭関係	住 居	生活環境	日常的な 支援	その他	計
平成30	2,634	904	1,826	727	4,182	2,156	1,313	365	721	1,544	783	2,671	10,759	11,544	42,129
令和元	2,907	780	1,820	643	3,791	1,945	1,386	363	645	1,284	605	2,242	9,869	10,703	38,983
令和2	2,721	753	1,408	575	3,352	1,076	1,063	292	510	1,201	639	2,199	10,622	9,452	35,863

※青森市分、八戸市分を除いた数。

第5表 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関 すること	障害者に関 すること	子どもに関 すること	そ の 他	計
平成30	23,258	2,407	7,790	8,674	42,129
令和元	21,465	2,431	7,016	8,071	38,983
令和2	19,763	2,229	6,132	7,739	35,863

※青森市分、八戸市分を除いた件数。

第6表 生活福祉資金年度別貸付決定状況

年度	総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型		要保護世帯向け	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成28	13	3,794,280	104	15,479,860	60	48,964,936	0	6,206,000	7	30,825,768
平成29	8	1,781,000	67	10,272,602	37	31,269,988	0	5,342,022	5	23,533,582
平成30	2	1,621,000	40	5,590,000	19	22,221,860	0	4,096,972	2	26,062,335
令和元	4	1,093,000	31	5,901,000	11	13,868,730	0	3,247,000	1	19,938,501
令和2	9	2,790,000	43	5,833,700	11	7,346,740	0	2,721,525	1	13,488,467

第7表 臨時特例つなぎ資金貸付決定状況

年度	件数	金額(円)
平成28	2	200,000
平成29	0	0
平成30	0	0
令和元	0	0
令和2	0	0

第8表 社会福祉法人数（令和3年4月1日現在）

	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	計
県所管法人	32	1	0	164	197
(参考) 市所管法人	9	0	0	316	325
青森市所管	1	0	0	84	85
弘前市所管	1	0	0	58	59
八戸市所管	1	0	0	79	80
黒石市所管	0	0	0	8	8
五所川原市所管	1	0	0	22	23
十和田市所管	1	0	0	18	19
三沢市所管	1	0	0	14	15
むつ市所管	1	0	0	13	14
つがる市所管	1	0	0	8	9
平川市所管	1	0	0	12	13
(参考) 県内社会福祉法人合計	41	1	0	480	522

第9表 社会福祉施設指導監査の実施状況

区分	施設の種別	令和2年度実施状況		
		対象施設数	実施数	実施率(%)
生活保護施設	救護施設	3	2	66.7
老人福祉施設	養護老人ホーム	7	(4) 6	85.7
	特別養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム	8	6	75.0
児童福祉施設	保育所	305	(104) 210	68.9
	児童自立支援施設	1	1	100.0
	児童養護施設	6	(2) 4	66.7
	児童心理治療施設	1		
	乳児院	3		
	母子生活支援施設	2	(2) 2	100.0
	福祉型障害児入所施設	9	(5) 8	88.9
	福祉型児童発達支援センター	10	(2) 5	50.0
	医療型障害児入所施設	1	1	100.0
	医療型児童発達支援センター	2	2	100.0
	ファミリーホーム	5	5	100.0
障害者支援施設		2	2	100.0

* () は、書面監査の実施数で再掲。

* 特別養護老人ホームについては、介護保険施設の指導において、また、障害者支援施設については、指定障害福祉サービス事業者等の指導において、特に重大な運営上の問題点が認められなければ、老人福祉法又は障害者総合支援法に基づく指導監査を省略することとしている。

第10表 社会福祉関係施設 施設数・定員数（令和3年4月1日現在）

施設の種類		合計	
		施設数	定員
1	児童福祉施設	318	-
(1)	保育所	200	13,430
(2)	児童館	82	-
(3)	児童養護施設	6	255
(4)	福祉型障害児入所施設	9	196
(5)	児童自立支援施設	1	50
(6)	母子生活支援施設	3	45
(7)	医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）	1	42
(8)	進行性筋萎縮症児施設等	1	80
(9)	医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設等）	3	260
(10)	児童心理治療施設（※1）	1	30 15
(11)	乳児院	3	37
(12)	児童家庭支援センター	1	-
(13)	助産施設	7	17
2	認定こども園	299	27,227
3	障害者支援施設	59	2,862
4	地域活動支援センター	31	-
5	生活保護施設	3	380
6	老人福祉施設	236	-
(1)	養護老人ホーム	10	665
(2)	特別養護老人ホーム	135	6,861
(3)	軽費老人ホーム（A型）	2	110
(4)	軽費老人ホーム（ケアハウス）	25	699
(5)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	19	220
(6)	老人福祉センター	45	-
7	地域包括支援センター	72	-
8	介護老人保健施設（※1）	59	5,241 2,994
9	介護医療院	7	219
10	地域福祉センター	6	-
11	市町村保健センター	33	-
合計		1,123	-

※1 施設定員について、上段は入所定員、下段は通所定員を表している。

第11表 被保護世帯数・実人員及び保護率の年度推移（年度平均）

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率		生活扶助	
	世帯数	指数	実人員	指数	%		人員	指数
平成28年度	23,931	100.0	30,057	100.0	23.20	100.0	27,718	100.0
平成29年度	24,065	100.6	29,934	99.6	23.38	100.8	27,400	98.9
平成30年度	23,975	100.2	29,593	98.5	23.40	100.9	26,963	97.3
令和元年度	23,912	99.9	29,290	97.4	23.45	101.1	26,557	95.8
令和2年度	23,741	99.2	28,865	96.0	23.42	100.9	25,883	93.4

住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助
人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員
22,078	100.0	1,015	100.0	26,575	100.0	7,313	100.0	602
21,960	99.5	931	91.7	26,521	99.8	7,589	103.8	540
21,801	98.7	849	83.6	26,209	98.6	7,765	106.2	529
21,517	97.5	772	76.1	26,039	98.0	7,931	108.5	465
21,205	96.0	695	68.5	25,604	96.3	8,023	109.7	420

第12表 医療扶助人員の推移（年度平均）

区分	入院					
	精神病		その他		計	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数
平成28年度	653	100.0	876	100.0	1,528	100.0
平成29年度	643	98.5	802	91.6	1,446	94.6
平成30年度	610	93.4	867	99.0	1,477	96.7
令和元年度	592	90.7	931	106.3	1,524	99.7
令和2年度	579	88.7	893	101.9	1,470	96.2

入院外					
精神病		その他		計	
人員	指数	人員	指数	人員	指数
702	100.0	24,345	100.0	25,047	100.0
729	103.8	24,347	100.0	25,075	100.1
824	117.4	23,908	98.2	24,732	98.7
779	111.0	23,736	97.5	24,515	97.9
821	117.0	23,313	95.8	24,134	96.4

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第13表 世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

区分	総数		高齢者世帯						母子世帯	
			単身		2人以上		計			
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成28年度	23,931	100.0	12,486	52.2	1,175	4.9	13,661	57.1	776	3.2
平成29年度	24,065	100.0	12,929	53.7	1,204	5.0	14,133	58.7	722	3.0
平成30年度	23,975	100.0	13,254	55.3	1,211	5.1	14,465	60.3	660	2.8
令和元年度	23,912	100.0	13,543	56.6	1,225	5.1	14,768	61.8	596	2.5
令和2年度	23,741	100.0	13,800	58.1	1,198	5.1	14,998	63.2	541	2.3

傷病・障害者世帯						小計		その他の世帯	
単身		2人以上		計					
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
5,000	21.0	1,136	4.7	6,136	25.7	20,573	86.0	3,358	14.0
4,866	20.2	1,061	4.4	5,927	24.6	20,782	86.4	3,283	13.6
4,677	19.5	1,007	4.2	5,684	23.7	20,809	86.8	3,166	13.2
4,515	18.9	940	3.9	5,455	22.8	20,189	87.1	3,093	12.9
4,304	18.1	865	3.6	5,169	21.8	20,708	87.2	3,033	12.8

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第14表 労働力類型別被保護世帯数の推移（年度平均：停止を除く）

区分	総数		世帯主が働いている世帯			
	世帯数	構成比	常用勤労者	日雇勤労者	内職者	その他就業者
平成28年度	23,931	100.0	1,347	180	63	236
平成29年度	24,065	100.0	1,333	154	50	217
平成30年度	23,975	100.0	1,306	141	52	214
令和元年度	23,912	100.0	1,297	135	54	201
令和2年度	23,741	100.0	1,245	119	50	196

		世帯員のみが働いている世帯(2)		計		働いている者のいない世帯	
計(1)	構成比	世帯数	構成比	(1)+(2)	構成比	世帯数	構成比
1,826	7.6	551	2.3	2,377	9.9	21,555	90.1
1,754	7.3	524	2.2	2,278	9.5	21,788	90.5
1,713	7.1	516	2.2	2,229	9.3	21,747	90.7
1,687	7.1	505	2.1	2,192	9.2	21,720	90.8
1,610	6.8	468	2.0	2,078	8.8	21,663	91.2

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第15表 生活保護費支出額の推移（年度）

[種類別]

(単位：千円)

区 分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
平成28年度	16,040,535	35.3	5,276,971	11.6	145,204	0.3
平成29年度	15,665,635	34.9	5,381,006	12.0	133,985	0.3
平成30年度	14,951,812	33.2	5,423,696	12.1	108,133	0.2
令和元年度	14,433,084	32.6	5,447,905	12.3	87,162	0.2
令和2年度(概数)	13,730,886	32.1	5,438,332	12.7	81,847	0.2

医療扶助		介護扶助		その他の扶助		計	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21,480,382	47.3	1,690,965	3.7	784,232	1.8	45,418,289	100.0
21,291,832	47.4	1,660,869	3.7	769,368	1.7	44,902,695	100.0
21,977,967	48.9	1,686,380	3.8	790,085	1.8	44,938,073	100.0
21,904,684	49.4	1,676,927	3.8	767,240	1.7	44,317,002	100.0
21,050,709	49.3	1,695,607	4.0	727,484	1.7	42,724,866	100.0

[郡部・市部別]

区 分	県全体		郡部		市部	
	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
平成28年度	45,418,289	100.0	7,611,501	100.0	37,806,788	100.0
平成29年度	44,902,695	98.9	7,525,243	98.9	37,377,452	98.9
平成30年度	44,938,073	98.9	7,375,488	96.9	37,562,585	99.4
令和元年度	44,317,002	97.6	7,399,716	97.2	36,917,286	97.6
令和2年度(概数)	42,724,866	94.1	7,069,448	92.9	35,655,418	94.3

第16表 旧軍人・軍属の恩給処理状況（令和3年3月31日現在）

種 別	申込受付件数	処理状況	
		進達済件数	未処理件数
普通恩給	0 (25,398)	0 (25,398)	0
傷病恩給	0 (3,822)	0 (3,822)	0
一時恩給	0 (18,551)	0 (18,551)	0
一時金	0 (2,797)	0 (2,797)	0
公務扶助料	0 (22,221)	0 (22,221)	0
普通扶助料	0 (2,504)	0 (2,504)	0
一時扶助料	0 (1,161)	0 (1,161)	0
小 計	0 (76,454)	0 (76,454)	0
加算改定	0 (15,396)	0 (15,396)	0
合 計	0 (91,850)	0 (91,850)	0

※公務扶助料、普通扶助料については青森県を經由したものの
()内は令和3年3月31日現在までの累計

第17表 戦傷病者の援護の状況（各年度3月31日現在）

区分	年度	28	29	30	令和元	令和2
戦傷病者手帳所持者数（人）		60	52	35	31	24
処 理 件 数	療養の給付	20	23	18	16	5
	療養手当の給付	0	0	0	0	0
	葬祭費の支給	0	0	0	0	0
	更生医療の給付	0	0	0	0	0
	補装具の支給及び修理	0	0	0	0	0
	国立保養所への収容	0	0	0	0	0
	JR無賃乗車券の交付	9	4	1	1	0

第18表 中国等からの永住帰国者（各年度3月31日現在）

区分	年度	S47～H28	29	30	令和元	令和2	計
中 国	世 帯	93	0	0	0	0	93
	人 員	495	0	0	0	0	495
ロシ ア 連 邦	世 帯	4	0	0	0	0	4
	人 員	13	0	0	0	0	13

第19表 中国等からの一時帰国者（各年度3月31日現在）

区分	年度	S47～H28	29	30	令和元	令和2	計
中 国	世 帯	139	0	0	0	0	139
	人 員	238	0	0	0	0	238
ロシ ア 連 邦	世 帯	31	0	0	0	0	31
	人 員	42	0	0	0	0	42

第20表 中国残留邦人等に対する支援給付対象世帯人員

区 分	令和2年度末実数
世帯数	2
人員数	2

第21表 中国残留邦人等に対する各給付人員及び扶助費

区 分	人員	金額（千円）	構成比
生活支援給付	3	2,661	39.6%
住宅支援給付	2	560	8.3%
医療支援給付	3	3,232	48.2%
介護支援給付	3	262	3.9%
合 計	3	6,715	100.00%

第22表 県立保健大学 県内就職率

（単位：％）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康科学部	36.6	33.5	39.3	37.9	31.3	36.3	33.2	33.3
看護学科	30.3	27.4	40.4	29.4	27.0	33.0	30.2	26.8
理学療法学科	25.0	30.3	21.9	36.7	36.7	37.0	28.1	31.0
社会福祉学科	54.2	48.0	61.5	51.8	40.7	51.0	53.6	44.4
栄養学科	41.9	35.5	25.8	43.8	24.2	22.6	12.5	36.7

第23表 県立保健大学 国家試験合格率

(単位:%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
看護師	99.1	98.1	99.1	99.0	98.0	100.0	97.2	98.1
保健師	96.5	100.0	100.0	100.0	93.3	96.7	100.0	100.0
助産師	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0
理学療法士	100.0	100.0	94.1	100.0	93.5	96.4	100.0	96.8
社会福祉士	76.6	69.4	92.3	84.0	79.2	82.4	84.3	60.9
精神保健福祉士	100.0	100.0	84.6	100.0	100.0	100.0	92.3	93.8
管理栄養士	97.0	96.9	90.3	87.9	97.1	97.1	97.1	93.9

第24表 平成元年以降の災害救助法の適用状況

年度	発生日月	災害名	法適用市町村	救助法総額 (千円)
H3	H 3. 9. 28	台風19号	弘前市、黒石市、浪岡町、大鰐町、平賀町、尾上町	23,517
H6	H 6. 12. 28	三陸はるか沖地震	八戸市	14,055
H11	H11. 10. 28	大雨災害	八戸市	5,667
H22	H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494
H23	H23. 9. 21	台風15号	南部町	1,035
	H24. 2. 1	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584

第25表 平成元年以降の災害弔慰金の支給状況

年度	災害名	発生日月	支給市町村名	死者・行方不明の区分			実支出額 (円)	負担金 (円)
				死者	行方不明	計		
H3	平成3年9月28日の台風19号による強風災害	H3. 9. 28	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、岩木町、平賀町	9		9	32,500,000	24,375,000
H4	〃	〃	弘前市	1		1	2,500,000	1,875,000
H5	平成5年7月13日の北海道南西沖地震災害	H5. 7. 13	大間町	1		1	5,000,000	3,750,000
H6	平成6年12月28日の三陸はるか沖地震災害	H6. 12. 28	八戸市、五戸町	2		2	7,500,000	5,625,000
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	H11. 10. 28	八戸市、五戸町	1	1	2	5,000,000	3,750,000
H17	平成18年豪雪災害	H17. 12～ H18. 3	青森市、弘前市、平川市、田子町	4		4	12,500,000	9,375,000
H18	平成18年豪雪災害	H17. 12～ H18. 3	弘前市、鱒ヶ沢町、大鰐町、野辺地町	4		4	15,000,000	11,250,000
H22	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	H23. 3. 11	八戸市、三沢市、階上町	4		4	15,000,000	11,250,000
H23	〃	〃	青森市、八戸市、十和田市、三戸町	7	3	10	35,000,000	26,250,000
	平成23年12月から平成24年3月までの降雪による大雪災害	H23. 12～ H24. 3	青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、藤崎町、蓬田村、六ヶ所村	13		13	40,000,000	30,000,000
H24	〃	〃	むつ市、つがる市、藤崎町、板柳町	6		6	17,500,000	13,125,000
H25	平成24年度大雪災害	H25. 1～ H25. 2	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、野辺地町	12		12	37,500,000	28,125,000
H26	平成25年度大雪災害	H25. 12～ H26. 1	青森市、弘前市、むつ市、つがる市、蓬田村	6		6	22,500,000	16,875,000
H30	平成29年度大雪災害	H29. 12～ H30. 2	弘前市、五所川原市、平川市	5		5	17,500,000	13,125,000

第26表 平成元年以降の災害援護資金貸付状況

年度	災害別	市町村名	貸付限度額別貸付件数・貸付金額(千円)										計	
			世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		家財の損害		重複・特別貸付			
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H3	平成3年9月28日台風19号による強風災害	青森市 外20市町村	3	4,500	472	632,500	36	86,600			13	35,800	524	759,400
H6	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 十和田市 三沢市 天間林村 階上町 南郷村	1	1,500	32	51,900	5	11,700	4	6,000	7	20,700	49	91,800
H7	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 名川町 階上町 南郷村	1	1,000	16	27,200	2	3,500	2	3,000	9	26,500	30	61,200
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	青森市 八戸市			1	1,700			14	18,840	1	2,500	16	23,040
H23	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町			6	10,200	18	47,000	4	6,000	4	14,000	32	77,200
H24	"	八戸市			1	1,700	4	10,000					5	11,700
H25	"	八戸市			1	1,700	1	2,500	1	1,500	1	3,500	4	9,200
H26	"	八戸市					1	2,500					1	2,500
H27	"	八戸市			5	8,500	1	2,500			1	2,500	7	13,500
H28	"	八戸市			1	1,700							1	1,700
H29	"	八戸市			1	1,700							1	1,700